

市第 115 号議案

こども、みんなが主役！よこはまわくわくプランの策定

子ども・子育て支援法第61条第1項、次世代育成支援対策推進法第8条第1項、こども基本法第10条第2項及び子ども・若者育成支援推進法第9条第2項の規定に基づき、こども、みんなが主役！よこはまわくわくプランを次のように定める。

令和7年2月7日提出

横浜市長 山中 竹 春

こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン

第1 計画について

1 計画の趣旨

本市の子ども・子育て支援施策に関する基本理念や各施策の目標・方向性を定めます。

また、子ども・子育て支援法に基づき、保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する各年度の「量の見込み」（ニーズ量）及び、量の見込みに対応する「確保方策」（確保量）を定めます。

2 計画の位置付け

子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に基づく法定計画として、乳幼児期の保育・教育の充実や若者の自立支援、母子の健康の増進、地域における子育て支援、児童虐待防止対策の充実など、生まれる前から大人になるまでの切れ目のない総合的な支援を推進します。

2023（令和5）年4月、新たにこども基本法が施行されました。この法では、日本国憲法や児童の権利に関する条約の精神

にのっとり、全てのこどもが、将来に渡って幸福な生活を送ることができる社会「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的に、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定、こども等の意見の反映、市町村こども計画の策定などについて定められました。

また、本市では、2025（令和7）年4月に、横浜市こども・子育て基本条例が施行されます。条例では、こども・子育てについての基本理念として、「全てのおとなは、こども基本法にのっとり、こどもがその個性と能力を十分に発揮でき、社会を構成する一員として、その年齢及び発達に応じて意見が尊重される環境を整備することが、誰もが未来への希望が持てる活力ある社会を構築するための基盤である」という認識の下、相互に協力してこどもを育む社会の形成に取り組む」ことを掲げています。

こども基本法に定められる市町村こども計画については、条例第8条において、「この条例を踏まえて策定する」としてしています。

こども基本法、横浜市こども・子育て基本条例の施行を踏まえて、改めて、本計画の法的根拠と位置付けを次のように整理します。

(1) 法的根拠

- ア 子ども・子育て支援法
- イ 次世代育成支援対策推進法
- ウ こども基本法／横浜市こども・子育て基本条例
- エ 子ども・若者育成支援推進法

(2) 計画の位置付け

- ア 市町村子ども・子育て支援事業計画
- イ 市町村行動計画
- ウ 市町村こども計画
- エ 市町村子ども・若者計画

3 計画の期間

2025（令和7）年度から2029（令和11）年度までの5年間とします。

4 計画の対象

こども基本法を踏まえて、心身の発達過程にある者とその家庭を対象とします。

- (1) 主に、生まれる前から乳幼児期を経て青少年期に至るまでの、おおむね20歳までのこどもとその家庭とします。
- (2) 若者の自立支援については39歳までを対象とするなど、施策の内容により、必要に応じて対象となる年齢に幅を持たせ、柔軟な対応を行います。

5 本市における他計画との関係

横浜市中期計画をはじめ、こども・子育て支援施策に関連する各分野の計画と連携・整合を図りながら、こどもや子育て家庭への支援を総合的に推進していきます。

第2 こどもや子育てを取り巻く状況

1 人口や少子化の状況

人口、出生数、合計特殊出生率の推移

- (1) 本市の人口は、2021（令和3）年の約377.6万人をピークに減少に転じました。

なお、2021（令和3）年における市外への転出者数は13.1万人、市外からの転入者数は13.9万人となっています。

- (2) 「横浜市外転出者・市内転入者意識調査」によると、2021（令和3）年度中に市内から東京圏（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県）に転出した20～44歳のうち、世帯に就学者等や未就園者がいた方は10.9パーセント、他方、東京圏から転入した20～44歳のうち、世帯に就学者等や未就園者がいた方は16.1パーセントでした。
- (3) 2021（令和3）年から約50年後の2070年の将来人口推計によると、本市の人口は約2割減少して、301.3万人と推計されています。
- (4) 本市の18歳未満の人口をみると、10年前の2014（平成26）年の57.7万人から約1割減少し、2024（令和6）年は51.4万人となっています。
- (5) 本市の出生数は減少傾向にあります。2016（平成28）年には3万人を割り、2022（令和4）年時点で約2.3万人となっています。
- (6) 本市の合計特殊出生率は2005（平成17）年以降上昇傾向に転じ、2015（平成27）年には1.37となりましたが、その後低下し、2022（令和4）年時点で1.16となっています。また、全国（2022（令和4）年時点で1.26）と比較すると、低い水準で推移しています。
- (7) 本市の未婚割合は上昇傾向にあります。2010（平成22）年における40～44歳の未婚割合は、男性は29.8パーセント、女性16.9パーセントでしたが、2020（令和2）年における未婚

割合は、40～44歳では、男性33.0パーセント、女性21.0パーセントに上昇しています。

- (8) 少子化により、地域や社会の担い手の減少、現役世代の負担増加などに加え、こども同士や子育て中の保護者同士の交流の機会の減少など、こどもの育ちをめぐる環境も変容しています。
- (9) こども・若者にとって、乳幼児と触れ合う機会や、地域とこども・子育て家庭の交流機会が減少しているとの指摘もあります。
- (10) 出産や子育てが個人の選択であることを前提としながら、希望する人が安心してこどもを生き育てることができる環境づくりを進めるとともに、全てのこどもの健やかな育ちを支える必要があります。

2 こども・家庭の状況

(1) 世帯状況の変化

ア 本市の6歳未満の親族がいる世帯数は、2000（平成12）年に約15.2万世帯（一般世帯数に占める割合：11.2パーセント）でしたが、2020（令和2）年には約13.0万世帯（同：7.4パーセント）となっています。

イ 2020（令和2）年時点で、6歳未満の親族がいる世帯のうち95.8パーセントが核家族世帯となっています。子育て世帯の減少や核家族化は、地域の住民がこどもや子育て世帯と接する機会の減少につながり、地域の中で子育て家庭の状況を把握しづらくなっています。

ウ 「横浜市子ども・子育て支援事業計画策定に向けた利用

ニーズ把握のための調査」(以下「ニーズ調査」という。)
(未就学児保護者)では、子育てに対する周囲からの支えがない人の割合は、2013(平成25)年度は16.2パーセントでしたが、2023(令和5)年度は22.0パーセントとなっており、祖父母等の親族や、友人・知人・近所の人など、周囲から子育てに対する支えが得られない家庭が増加しています。

(2) 就労状況等の変化

ア ニーズ調査(未就学児保護者)によると、父母共に就労している共働き世帯の割合は、2013(平成25)年度の40.8パーセントから2023(令和5)年度には68.6パーセントに上昇しています。

イ 母親の現在の就労状況について、フルタイムで就労している割合やパート・アルバイト等で就労している割合が上昇傾向にあり、「以前は就労していたが、現在は就労していない」、「これまで就労したことがない」と回答した未就労の母親が減少傾向にあります。2023(令和5)年度における母親の就労形態は、フルタイムが48.4パーセント、パート・アルバイト等が23.2パーセント、未就労が27.1パーセントとなっています。

ウ 未就労の母親のうち、就労意向がある割合は80.2パーセントとなっています。このうち、「今年度中」又は「来年度中」に就労したい人が希望する就労形態はパート・アルバイト等が85.6パーセントとなっています。

エ 父親が育児休業を取得した割合は、2013(平成25)年度

の4.2パーセントから2023（令和5）年度は40.6パーセントに増えました。市民意見交換会では、参加者の実感として、5年前に比べて「父親の育児参加が増えたと思う」との意見も出されており、家庭での子育て事情に変化が見られます。

オ 新型コロナウイルス感染症をきっかけとして、テレワークやワークシェアリングなど柔軟で多様な働き方が一層推進されています。また、企業主導型保育事業を活用した保育施設や託児所付きオフィスを設ける企業も増えるなど、子育て世帯の希望を踏まえた、仕事と子育ての両立に向けた様々な働き方に対応した取組も見られます。

カ 以上のように、フルタイムやパート・アルバイト等の就業形態に加え、働く場所や時間の多様化など、父母共に、様々な働き方のニーズに対応できるよう、保育・教育の基盤や子育て支援の充実と併せて、企業や地域など社会のあらゆる担い手がそれぞれの役割を果たし、安心して子育てができる社会環境を作っていくことが求められています。

(3) こどもの状況

ア 子育て家庭の教育・保育事業利用状況

(ア) ニーズ調査（未就学児保護者）によると、日中の定期的な教育・保育事業を利用している割合は、2013（平成25）年度の0歳児17.6パーセント、1歳児37.9パーセント、2歳児47.8パーセントから、2023（令和5）年度には0歳児26.5パーセント、1歳児63.3パーセント、2歳児が75.2パーセントと、大きく上昇しています。

- (イ) 共働き世帯の増加に伴い、低年齢から長期間保育所等を利用しているこどもが増えてきています。
 - (ロ) 保育・教育現場の実感として、父母共にフルタイムで就労している世帯を含めた共働き世帯の増加に伴い、長期間かつ長時間保育所等を利用するこどもが増加しているとの声があります。
 - (ハ) 保育・教育の質の向上に加え、保護者と保育・教育施設等が両輪でこどもの育ちを支えていけるよう、保護者と保育・教育現場の双方への支援の充実が必要です。一方で、定期的な教育・保育事業を利用しておらず、地域とのつながりや他者との関わりが相対的に少ないと考えられる在宅で子育てを行う家庭への支援も必要です。
- イ 保育・教育施設外や学校外の過ごし方や外遊び
- (ア) ニーズ調査（小学生保護者）では、小学生の居場所の利用を促す方法として「様々な体験活動ができる」、「大人の見守りがある」、「自然の中で遊べる」の割合が高くなっています。また、学校の授業や行事以外での自然体験を「していない」割合は約3割となっています。
 - (イ) 夏の暑さが増している中で、季節を問わず安全・安心に活動できる環境が求められます。保育・教育現場の声として、新型コロナウイルス感染症拡大や夏の暑さによる外遊びの減少などの影響により、体力が落ちたり、情緒面で実年齢より幼いこどもが増えているとの指摘があります。
 - (ロ) 市民意見交換会の中では、こどもの居場所に関するこ

ととして、雨の日の遊び場を求める声や、公園や既存公共施設の利用方法、学校以外の居場所の充実などに関する意見が出されています。

ウ 発達や障害等の状況

- (ア) ニーズ調査（小学生保護者）によると、発達や障害に関する医師の診断が「ある」小学生の割合は12.7パーセントで、10年前の7.4パーセントから増加しています。
- (イ) 手帳保持者数は2014（平成26）年度の12,668人から2023（令和5）年度には18,810人と約1.5倍となり、増加傾向にあります。手帳種別にみると、精神障害者保健福祉手帳と愛の手帳（療育手帳）保持者数が特に増加しています。
- (ウ) 放課後等デイサービス支給決定人数は2018（平成30）年の6,468人から2022（令和4）年には9,886人と約1.5倍となり、発達障害児の増加が示唆されています。
- (エ) 周産期医療、新生児医療の進歩等を背景として、早産児・低出生体重児・先天性疾病のこどもたちが、医療機関での長期入院後も引き続き人工呼吸器や胃ろう等の医療的ケアを日常的に必要とするケースが増加しています。
- (オ) 疾病や障害の有無にかかわらず全てのこどものインクルーシブな育ちの環境づくりの強化が求められています。

(4) 子育て家庭が抱える不安感・負担感

ア ニーズ調査（未就学児保護者）によると、「子育てに不

安を感じたり、自信を持てなくなったりしたこと」について、「妊娠中」では60.5パーセント（「よくあった」、「時々あった」の合計）、「出産後、半年くらいまでの間」では72.3パーセント（「よくあった」、「時々あった」の合計）があったと回答しています。

イ ニーズ調査（未就学児保護者）によると、子育てに関する困り事では、「こどものしかり方・しつけ」が56.0パーセント、「仕事との両立」が45.7パーセント、「こどもの教育」が39.2パーセント、「経済的な負担」が38.1パーセントなど、子育てに関して何らかの困り事を抱えている人が92.7パーセントとなっています。

ウ 市民意見交換会の中で出された子育ての悩みやニーズは、5年前と比較して多様化している傾向が見られます。中でも、「行政手続や公的支援に望むこと」として、経済的支援の充実や手続のオンライン化などを求める声が多く出されています。

エ 子育て家庭が抱える様々な不安や負担感を軽減し、子育てやこどもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援が必要です。

(5) こどもと子育て家庭の暮らしとウェルビーイング

ア 「令和5年度全国学力・学習状況調査」によると、普段の生活の中で幸せな気持ちになることが「ある」、「ときどきある」と回答した割合は、本市の小学校（公立）の児童で91.1パーセント、中学校（公立）の生徒で88.1パーセントとなっています。

イ ニーズ調査（こども本人向けの質問）によると、「あったらいいなと思う場所」として「建物の中で思いきり遊べる場所」が66.5パーセント、「友達とたくさんおしゃべりできる場所」が63.3パーセント、「運動が思いきりできる場所」が49.3パーセントとなっています。

ウ 市民意見交換会では、「こんな支援があったらいいな」というテーマの中で、「こどもの居場所」の充実を求める意見が最も多く出されています。また、「親自身の居場所」に関する声も多く聴かれ、子連れイベントなど、親同士が知り合う機会や場を求めている実態が分かりました。

エ ニーズ調査（未就学児保護者・小学生保護者）によると、こどもを育てている現在の生活満足度は5年前と比較して低下しています。相談相手がいる人や、暮らしの状況として「ゆとりがある」と回答した人は、満足度が高い傾向となっています。

オ 横浜市立大学と連携した「家庭と子育てに関するコホート研究（ハマスタディ）」によると、フルタイムで働く妻の平日の家事時間はこどもがいない家庭の1.8時間に対し、こどもがいる家庭は2.2～2.5時間となっています。夫はこどもの数と家事時間に関連が見られず、妻の家事時間のおよそ半分となっています。また、妻の家事時間が長くなるにつれて妻のウェルビーイングが悪化する傾向があり、妻の家事時間とウェルビーイングには負の相関が見られます。

(6) 様々な状況にあるこども・若者

ア 「横浜市におけるヤングケアラーに関する実態把握調査」では、小学5年生の20.3パーセント、中学2年生の13.5パーセント、高校2年生の5.4パーセントが家族の中に世話をしている人が「いる」と回答しています。「いる」と回答したこどものうち、自分がヤングケアラーだと思うこどもの割合は、小学5年生で8.6パーセント、中学2年生で6.5パーセント、高校2年生で11.0パーセントとなっています。

イ 「横浜市子ども・若者実態調査」の推計によると、2022（令和4）年度のひきこもり状態にある15～39歳の人数は約1.3万人となっています。

ウ 2021（令和3）年度の内閣府「若年層の性暴力被害の実態に関するオンラインアンケート及びヒアリング結果」報告書によると、若年層（16～24歳）のうち、4人に1人以上（26.4パーセント）が何らかの性暴力被害に遭っています。身体接触を伴う被害は12.4パーセント（女性15.0パーセント、男性5.1パーセント）、性交を伴う被害は4.1パーセント（女性4.7パーセント、男性2.1パーセント）となっています。

エ 児童虐待相談対応件数は増加傾向にあり、2023（令和5）年度には14,035件と過去一番多い数となりました。

オ 文部科学省「令和5年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、横浜市の不登校児童生徒数は9,775人、暴力行為の発生件数は6,164件となっており、近年増加傾向となっています。また、

暴力行為は低年齢化の傾向があります。

カ こども・若者や家庭が抱える困難や課題は、様々な要因が複合的に重なり合って、いじめ、暴力、不登校、自殺企図、ひきこもり、無業状態、孤独・孤立、非行といった様々な形態で表出するものであり、表出している課題に係る支援に加えて、複合的な課題に対して個々に寄り添った多面的な支援の重要性が指摘されています。

キ 学齢期のこどもについては、諸課題への未然防止、早期発見・早期対応のため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとともに「チーム学校」として校内教育相談体制の充実を図り、関係機関と連携することが求められています。

ク 不登校児童生徒への支援では、一人ひとりの安心できる居場所と個別最適な学びの機会の確保が必要です。

ケ 学校だけでの対応とならないよう教育と福祉等が連携し、こどもやその保護者が必要なときに支援につながるができるよう、地域ぐるみでの取組が求められています。

コ 「こどもまんなか社会」の実現に向けて、全てのこどもや若者が虐待、いじめ、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができるよう、適切な支援を行うことが重要です。

サ 居場所を持っていることや、またその居場所が複数あることは、自己肯定感や将来への希望などの自己認識の前向

きさに関係し、こどもの育ちにとって極めて重要です。全てのこどもが分け隔てなく過ごせるよう、身近な地域で、こども・若者のニーズを踏まえた多様な居場所が確保されるようにしていく必要があります。

3 地域・社会の状況

(1) 地域とのつながり

ア ニーズ調査（未就学児保護者）によると、日常の子育てを楽しく、安心して行うための重要なサポートとして、「子育てに対する周囲の理解の促進」を挙げた人が48.3パーセントとなっています。

イ また、地域社会から見守られている、支えられていると感じない人（「そう感じない」、「どちらかといえばそう感じない」の合計）は、未就学児保護者では31.6パーセント、小学生保護者では25.7パーセントいます。そのような人は生活満足度が低い傾向にあり、安心した子育て環境をつくる上でも、地域で子育て世帯を見守り、支えることが重要となっています。

ウ 市民意見交換会では、「こどもが楽しく関われる地域の場がほしい」、「サービスだけではなく地域でのつながりがほしい」、「親同士の交流機会や場があるといい」など、地域・人との交流や居場所を求める意見が多く寄せられています。

エ 本市のNPO法人に関して、2023（令和5）年12月時点で1,498の認証法人が設立されています。そのうちこどもの健全育成を図る活動を行っているのは約45パーセントで

あり、こども・子育てに関連する活動への関心の高さがうかがえます。

オ コミュニティサロンやこども食堂・地域食堂、プレイパークなど、市内のこどもや子育て家庭を支える地域の居場所には多世代交流の拠点として幅広い年代を対象とした取組も行われています。地域福祉保健計画と連動して、分野を超えた身近な地域のつながりづくりの取組に対する支援の在り方を考えていくことが必要です。

(2) 情報化社会の進展とDXに対するニーズ

ア こどものインターネット等の利用実態

(ア) 2023（令和5）年度のこども家庭庁の調査によると、インターネットを利用している全国の10～17歳のこどものうち、1日の平均利用時間は、小学生では約3.8時間、中学生では約4.7時間、高校生では約6.2時間となっています。

(イ) ニーズ調査（小学生保護者）では、小学生保護者の44.1パーセントが、子育ての困り事として「こどものネットやゲームとの付き合い方」を挙げています。

(ウ) インターネット利用の低年齢化と合わせ、SNSなどによるトラブル、長時間の利用による生活習慣の乱れ、犯罪被害などの問題も指摘されています。

(エ) こどもにとって安全・安心な多様な居場所が確保されることで、SNSやインターネットの長時間利用によるトラブルなどを防ぐことも期待されます。

イ 子育て支援サービスのデジタル活用に対するニーズ

- (ア) ニーズ調査（未就学児保護者・小学生保護者）では、子育て支援の電子化に期待することとして、「区役所等に行く頻度が減ること」、「作成する必要のある書類が減ること」、「電子申請・届出が可能な子育て支援サービスの対象拡大」が多く求められています。
 - (イ) 市民意見交換会では、「自分から探さなくても、情報を得られると助かる」、「情報が1か所に集まっていたほしい」などの意見が出されています。
 - (ウ) いわゆるデジタルネイティブ世代が子育て世代となっていることも踏まえて、今後、デジタルを活用した子育て支援の更なる展開が求められます。
- (3) 国際化の状況と多文化共生
- ア 本市の外国人人口は2021・2022（令和3・4）年に一時減少しましたが、2024（令和6）年には約12万人となり、近年で最も多くなっています。日本語指導が必要な児童生徒数は、2024（令和6）年には約4,200人と、2014（平成26）年の約1,400人から約3倍に増加しています。
 - イ 外国につながる子育て家庭からは、書類や行政手続のデジタル化により、多言語化や母国語への翻訳が行いやすくなるなどの声もあります。
 - ウ こども・子育て支援を推進する上でも、言葉や文化の違いへの配慮、地域でつながる機会の工夫など、多文化共生の視点が重要となっています。

第3 本市の目指すべき姿と基本的な視点

1 目指すべき姿

全てのこどものウェルビーイングを社会全体で支え、未来を創るこども一人ひとりが、自分の良さや可能性を発揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓く力、共に温かい社会をつくり出していく力を育むことができるまち「よこはま」

こどもは、家族にとっても、社会にとっても、大きな可能性を持ったかけがえのない存在であり、未来を創る力です。彼らは、やがて成長し社会を支え、その次の世代を育む側へと移り、更に次の世代につながっていく。こうした連綿と続く営みにより横浜の未来は創られます。

こどもの成長と子育てを支援することは、一人ひとりのこどもや家族の現在と将来に渡る幸せ（ウェルビーイング）につながるだけでなく、次代の担い手を育むという意味でも、社会全体で取り組むべき重要な課題の一つです。こども自身の思いや意見を大切にしながら、こどもや子育て家庭を優しいまなざしで包み込み、温かく寄り添い、応援していく環境づくりを社会全体で進めていくことが不可欠です。

横浜のこどもたちが、地域の関わりの中で、豊かに育ち、温かな社会をつくる原動力となるよう、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、一人ひとりの健やかな育ちが等しく保障され、「こどもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

また、誰もがこどもを生き育てやすいと実感でき、こどもの成長の喜びや生きがいを感じながら子育てできるまち「よこはま」を目指していきます。

2 計画推進のための基本的な視点

「目指すべき姿」の実現に向けて、次の7つを基本的な視点として、施策・事業を組み立て、推進します。

(1) こどもの視点に立った支援

こどものより良い育ちを社会全体で支え、こどもの人権と最善の利益が尊重されるよう、こどもが意見を表明する機会を確保しながら、「こどもの視点」に立って、施策・事業の推進に取り組みます。

(2) 全てのこどもへの支援

疾病や障害の有無にかかわらずこどもの健やかな育ちを等しく保障するため、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援と、必要となる支援を誰もが受けられる環境を整え、全てのこどもを支援する視点を持って取り組みます。

(3) それぞれの発達段階に応じ、育ちや学びの連続性を大切にする一貫した支援

こども一人ひとりの発達段階に応じた育ちや学びが積み重なるよう、こどもの成長を長い目で捉え、こどもの育ちや学びに関わる大人、関係機関、地域資源が連携しながら、支援の連続性・一貫性を大切にする視点を持って取り組みます。

(4) こどもに内在する力を引き出す支援

こどもを多様な人格を持った個として尊重し、一人ひとりが自分の良さや可能性を見つめ、自己肯定感を高めながら内在する力を発揮することができるよう、その力を引き出していくという共感のまなざしと関わりを大切にする視点を持って取り組みます。

(5) 家庭の子育て力を高めるための支援

保護者が地域の中で温かく見守られ、支えられながら、家庭の子育て力を高めることで、妊娠、出産、子育てをする上で、不安や負担感、孤立感を抱えることなく、こどもの成長の喜びや生きがいを感じながら子育てできるよう、支援する視点を持って取り組みます。

(6) 子育て世代の「ゆとり」を創り出すための支援

誰もが安心して出産・子育てができ、また、保護者が気持ちに余裕を持ってこどもに向き合うことで、親子の笑顔と幸せにつながるよう、子育て世代の「ゆとり」を創り出すための視点を持って取り組みます。

(7) 様々な担い手による社会全体での支援 ～自助・共助・公助～

「自助・共助・公助」の考え方を大切にしながら、社会におけるあらゆる担い手が、こども・子育て支援を課題として捉え、それぞれの立場で役割を担うとともに、様々な社会資源や地域との連携・協働を図りながら、社会全体での支援を進めていく視点を持って取り組みます。

第 4 施策体系と事業・取組

1 施策体系

「目指すべき姿」の実現に向けて、「計画推進のための基本的な視点」を踏まえ、2つの重点テーマ、3つの施策分野、9つの基本施策により、計画を推進します。

(1) 重点テーマⅠ

全てのこどものウェルビーイングを支える

(2) 重点テーマⅡ

子育て家庭が実感できる「ゆとり」を生み出す

(3) 施策分野 1 全てのこども・子育て家庭への切れ目のない支援

ア 基本施策 1 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実

イ 基本施策 2 地域における子育て支援の充実

ウ 基本施策 3 乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期への円滑な接続

エ 基本施策 4 学齢期から青年期までのこども・若者の育成施策の推進

オ 基本施策 5 障害児・医療的ケア児等への支援の充実

(4) 施策分野 2 多様な境遇にあるこども・子育て家庭への支援

ア 基本施策 6 困難を抱えやすいこども・若者への支援施策の充実

イ 基本施策 7 ひとり親家庭の自立支援／DV被害者支援／困難な問題を抱える女性への支援

ウ 基本施策 8 児童虐待防止対策と社会的養育の推進

(5) 施策分野 3 社会全体でのこども・子育て支援

基本施策 9 社会全体でこども・若者を大切にする地域づくりの推進

2 重点テーマ

2023（令和 5）年 4 月にこども基本法が施行され、市町村こども計画としても位置付けを行う最初の計画となること、「横浜市中期計画 2022～2025」では、基本戦略「子育てしたいまち

次世代を共に育むまちヨコハマ」を掲げて、広く子育て世代に響く支援を進めていることを踏まえて、計画期間中、各施策分野を通して特に重きを置いて進める事項として、新たに2つの重点テーマを設定します。

(1) 重点テーマ I 全てのこどものウェルビーイングを支える

ア 背景

(ア) こども基本法、こども大綱、横浜市こども・子育て基本条例

a 2023（令和5）年4月、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、こども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的としたこども基本法が施行されました。

b こども基本法に基づくこども大綱では、全てのこどもが身体的・精神的・社会的に将来に渡って幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会＝「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

c 「こどもまんなか社会」の実現は、こどもが尊厳を重んぜられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を生かすことができるようになることにつながるとされています。それはすなわち「未来を創るこども一人ひとりが、自分の良さや可能性を発揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓く力、共に温かい社会をつく

り出していく力を育む」という、本計画で掲げる「目指すべき姿」そのものに通じます。

d また、「こどもまんなか社会」とは、20代、30代を中心とする若い世代が、それぞれの希望に応じ、家族を持ち、こどもを生き育てることや、不安なく、こどもとの生活を始めることができる社会でもあるとされています。

e 「こどもまんなか社会」の実現が、結果として、少子化・人口減少の流れを大きく変えるとともに、未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の持続可能性を高めることにもつながるとされています。

f 2025（令和7）年4月には、横浜市こども・子育て基本条例が施行されます。条例は、こども・子育てについての基本理念を定め、市の責務や市民、事業者及び育ち学ぶ施設の関係者の役割を明らかにし、また、こども・子育てに関する施策の基本事項を定めた内容となっています。

g こども基本法、こども大綱、横浜市こども・子育て基本条例を踏まえた上で、こどもにとっての最善の利益が考慮され、全てのこどもが伸び伸びと成長し、その個性と能力を十分に発揮できる環境を整えられるよう、社会全体で取り組んでいく必要があります。

(4) こども・子育て家庭を包括的に支える地域ネットワーク

a こども・若者や家庭が抱える困難や課題は、様々な

要因が複合的に重なり合って、いじめ、不登校、自殺企図、ひきこもり、無業状態、孤独・孤立、非行といった様々な形態で表出するものであり、その課題に直面しているこども・若者への支援に加え、保護者への支援をはじめとする成育環境や社会的養護への対応も含め、重層的にアプローチしていく必要があります。

- b また、困難を抱えながらも、SOSを発信できないこどもに対しても、地域における関係機関やNPO等の民間団体、行政が連携し、当事者に寄り添いつつ、プッシュ型・アウトリーチ型の支援を届けていく必要があります。
- c こども大綱では、教育・保育、福祉、保健、医療等の関係機関・団体が密接に情報共有・連携を行う「横のネットワーク」と、特定の年齢で途切れることなく継続して支援を行う「縦のネットワーク」による包括的な支援体制の構築が求められています。
- d 特に、障害児・医療的ケア児への支援、慢性疾病・難病を抱えるこどもへの支援、児童虐待対策と社会的養護の推進、ヤングケアラーへの支援、こどもの貧困対策など、こどもや子育て家庭が抱える困難や課題に対して、ライフステージを通して、支援が行き届くことが必要です。
- e また、昨今の課題として、こども・若者の自殺対策、性犯罪対策をはじめ、犯罪・事故からこどもを守る環境整備や、地域連携の中でのいじめ防止等の重要性

も指摘されています。

- f ニーズ調査のこども本人への質問では、「横浜市がどのようなまちになってほしいか」との問いに対して「安全・安心なまち」と答えた人が最も多く、24.1パーセントとなりました。こどもが、安全・安心に過ごし、健やかに育つことができる環境が求められています。
 - g こどもの生命を守り、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保することが全てのこどもが健やかに育つための大前提であるとの認識の下、本市として、有害環境対策、防犯・交通安全対策、防災対策等を進めていく必要があります。
 - h 多様化・複雑化するニーズや課題に対して、きめ細やかに対応していくためには、関係機関が連携し、地域が一体となってこどもとその家庭を支えるためのネットワークを構築していくことが重要であり、こどものウェルビーイング向上のための共通基盤となります。
- (ウ) 居場所・遊び場、体験活動の機会の充実
- a 遊びや体験活動は、こどもの健やかな成長の原点です。
 - b 2023（令和5）年12月に閣議決定された「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）」では、乳幼児の育ちにとって「愛着」の形成と豊かな「遊びと体験」が不可欠

であるとされており、「安心と挑戦の循環」を通してこどものウェルビーイングを高めることがビジョンに盛り込まれています。多様なこどもや大人、モノ・自然・絵本・場所など身近なものとの出会い・関わりにより、興味・関心に合わせた「遊びと体験」を保障することで、挑戦を応援していくことが必要であるとされています。

- c 乳幼児に限らず、こどもが遊びに没頭し、身体の諸感覚を使い、自らの遊びを充実、発展させていくことは、言語や数量等の感覚などの認知的スキルや、創造力や好奇心、自尊心、想像力や思いやり、やり抜く力、折り合いをつける力などの社会情動的スキルの双方を育むことに加え、多様な動きを身に付け、健康を維持することにつながり、ひいては、生涯に渡る幸せにつながっていきます。
- d ニーズ調査のこども本人への質問では、「あったらいいなと思う場所」として「建物の中で、思いきり遊べる場所」、「友達とたくさんおしゃべりできる場所」、「運動が思いきりできる場所」、「建物の外で、思いきり遊べる場所」などに多くの回答が集まりました。
- e また、2023（令和5）年12月、「こどもの居場所づくりに関する指針」が閣議決定され、こどもの居場所づくりに関する国の考え方が改めて示されました。指針の中では、目指したい未来として、「どんな環境に

生まれ育ったとしても、誰一人取り残さず、全てのこども・若者が自分の居場所を持ち、健やかな成長や身体的・精神的・社会的に将来に渡って幸せな状態（ウェルビーイング）であること」との内容が掲げられています。

f 全てのこどもが、家庭や学校以外にも、自分にとって安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、そこで様々な遊びや学び、体験活動の機会に接することができ、自己肯定感を高められるよう、環境整備を進めていくことが必要です。

(エ) こどもの意見表明・施策への意見反映

a こどもにとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながっていきます。

b また、幼い頃から積み重ねられた主体的な自己決定あるいは意見表明の経験は、青年期から成人期に至る若者の意見表明や主体的な社会参画につながることから、こどもの意見を表明する機会の確保は、現在の、そして将来のこどもの幸せにつながるものです。

c こども基本法では、こども施策の基本理念として、「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」、「全てのこどもについて、その

年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること」が掲げられています。

- d 横浜市こども・子育て基本条例においても、こども基本法の精神にのっとり、こどもがその個性と能力を十分に発揮でき、社会を構成する一員として、その年齢及び発達に応じて意見が尊重される環境を整備することが、誰もが未来への希望が持てる活力ある社会を構築するための基盤であるという認識の下、相互に協力してこどもを育む社会の形成に取り組むものとされました。
- e こどものウェルビーイング向上のためには、こうした法や条例の趣旨を社会全体で共有するとともに、こども自身がその内容について理解を深められるようにしていくことが大切です。
- f こどもが対象となる幅広い施策・事業において、当事者であるこども自身が直接意見を表明できる機会を積極的に取り入れることやその意見を施策に反映することなどについて、本市全体で取り組んでいく必要があります。

イ 方向性

こうした背景を踏まえて、重点テーマ I 「全てのこどものウェルビーイングを支える」に向けた 3 つの方向性を整理しました。

- (ア) 多機関連携によるこども・子育て家庭の安全・安心を

支えるための基盤づくりと地域ネットワークの構築

- a こども家庭センター機能を区こども家庭支援課に段階的に設置し、こども・子育て家庭を包括的に支える基盤を整備します。
- b 利用者にとって、敷居が低く、物理的にも近距離に地域子育て相談機関を整備し、子育て世帯との接点を増やすことで、子育て世帯の不安解消や状況把握の機会を増やします。
- c こども家庭センターでは、妊産婦やこども・子育て家庭からのあらゆる相談を受け止め、関係機関とともに個々のこどもとその家庭の状況に応じた切れ目のない支援を行います。困難を抱えながらも SOS を発信できないこどもや家庭をできるだけ早期に把握し、支援につなげられるよう、多様な関係機関との連携を強化します。
- d また、地域全体のニーズ・既存の地域資源の把握を行うとともに、関係機関等と課題を共有し、解決策を共に検討するネットワークをつくり、不足する地域資源については新たな担い手や地域資源を開拓します。
- e 更に、個別の悩みや困り事を抱えるこども自身が、相談・支援につながるができる環境を整えます。
- f ソフト面・ハード面を問わず、こどもたちの安全・安心を守ることができるよう、地域や関係機関とも連携しながら、こどもの SOS に気づくための見守りや、安全・安心につながる教育、まちづくりを推進しま

す。

g これらの取組により、こども本人や子育て家庭へ必要な支援を着実に届けることができる体制を整備し、こども一人ひとりが健やかに育ち、保護者が安心して子育てできる地域づくりを進めていきます。

(イ) こどもが安心して過ごせる居場所や遊び場・体験活動の充実

各ライフステージを通して、全てのこどもが安全で安心して過ごせる居場所を充実させ、多様な体験活動や遊びに接することができる機会を創出します。

(ウ) 年齢や発達の程度に応じてこどもが意見を表明でき、その意見が尊重され、「こどもまんなか社会」に生かされる仕組み

各ライフステージを通して、多様な形で現れるこどもの思いや願いを受け止める姿勢を持ち、その年齢・発達の程度に応じて、こどもが意見を表明できる機会の確保に努めていきます。また、こどもが関わるあらゆる施策において、こどもの意見を施策に反映するための取組を継続的に進めていきます。

(2) 重点テーマⅡ 子育て家庭が実感できる「ゆとり」を生み出す

ア 背景

(ア) 世帯状況の変化、共働き家庭の増加

a 本市の一般世帯数は、2000（平成12）年の約 135 万世帯から増加を続け、2020（令和 2）年時点で約 174

万世帯となっています。

- b 単独世帯が増加する一方で、こどものいる世帯は減少しており、6歳未満の親族がいる世帯数は、2000（平成12）年に約15.2万世帯（一般世帯数に占める割合：11.2パーセント）でしたが、2020（令和2）年には約13.0万世帯（同：7.4パーセント）となっています。
 - c 三世代同居世帯が減少し、核家族が増加するなど、世帯の規模が小さくなっており、2020（令和2）年時点で、6歳未満の親族がいる世帯の約95.8パーセントが核家族となっています。
 - d 子育て家庭の就労状況については、ニーズ調査において、共働き世帯の割合は未就学児調査で68.6パーセント（5年前から13.2ポイント増）、小学生調査で67.6パーセント（5年前から9.5ポイント増）となっており、増加傾向にあります。
 - e 共働き家庭のうち、夫婦共にフルタイム就労している割合を見ると、未就学児調査で46.1パーセント（5年前から6.1ポイント増）となっており、同様に増加傾向にあることが分かります。
- (イ) 子育て家庭が抱える不安感・負担感の増加
- a 世帯状況の変化は、地域の住民がこどもや子育て世帯と接する機会の減少につながっています。加えて、核家族化により、近くに両親がいないなど祖父母世代の協力を得られにくいことなどが、子育て家庭が抱え

る不安感や負担感の一因となっているものと考えられます。

- b 市内外からの転入が多い地域では、身近に支援してくれる人がおらず、また、自身に土地勘もあまりないために孤立しやすい状況があります。
- c 共働き家庭の増加に伴い、女性の年齢階級別労働力率（M字カーブ）が解消に向かう一方で、仕事と家事・育児の両立に悩む家庭も少なくありません。
- d ニーズ調査における「現在、子育てをされていて感じている困り事」で「仕事との両立」を挙げた家庭の割合は、未就学児調査で45.7パーセント、小学生調査で29.0パーセントに及んでいます。
- e また、市民意見交換会では、経済的な支援の必要性に加えて、親子のコミュニケーションを取るための時間や、リフレッシュを目的とした一人の時間確保の必要性について、多くの意見が寄せられました。
- f 仕事や家事、育児に追われ、時間的・精神的にゆとりのない状況が日常的に見られるようになっていています。
- g また、子育てに関する情報は溢れている一方、情報選択の難しさ、行政からの情報がタイムリーに必要な人に届きにくいといった課題が、現場の声として挙げられています。
- h 親子の身近な居場所については、地域による偏りや、利用に当たっての物理的・心理的なハードルの高さ

が指摘されています。

(ウ) ゆとりある生活の必要性

- a 横浜市立大学と連携した「家庭と子育てに関するコホート研究（ハマスタディ）」では、夫婦が共にフルタイム勤務である子育て家庭の家事時間について、妻に比べて、夫は短い傾向となっており、更に、妻の家事時間が長くなるにつれて、妻のウェルビーイングが低下する傾向となる調査結果が出ています。
- b こども大綱では、こども施策に関する基本的な方針の一つに「子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるように取り組む」と示されています。
- c 保護者が時間的、精神的、経済的なゆとりを持って日々の生活を送ることは、保護者がこどもに向き合う時間を充実させることにつながります。また、保護者が、子育てをする上で、不安感や負担感、孤立感を抱えることなく、こどもの成長の喜びや生きがいを感じることは、こどもの健やかな成長につながっていきます。
- d 子育て世代の「ゆとり」は、子育て中の親子の笑顔や幸せ、生活満足度の向上に欠かせない要素の一つと言え、中期計画の基本戦略に掲げた「子育てしたいまち次世代を共に育むまちヨコハマ」を実現していくた

めにも、本市として子育て家庭のゆとりの創出に重点的に取り組んでいく必要があります。

イ 方向性

こうした背景を踏まえ、本計画において重点テーマⅡとして「子育て家庭が実感できる『ゆとり』の創出」を掲げました。「子育て家庭が実感できる『ゆとり』の創出」に向けて、3つの方向性を整理した上で、具体的な取組を総合的に推進していきます。

- (ア) 時間的負担感の軽減
- (イ) 精神的負担感の軽減
- (ウ) 経済的負担感の軽減

3 各基本施策における現状と課題及び今後の方向性

(1) 施策分野1 全てのこども・子育て家庭への切れ目のない支援

ア 基本施策1 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実

全ての子育て家庭及び妊産婦が安心してこどもを生き育てられるよう、妊娠から出産・子育てまで切れ目のない支援を充実させます。

妊娠・出産・不妊に関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、こどもの健やかな成長を確保するため、妊娠期から子育て期に渡る相談支援の充実等により、母子の健康の保持・増進を図ります。

(ア) 現状と課題

- a これから妊娠・出産・子育てを迎える若い世代の状

況

(a) 若い世代の男女に向け、将来の妊娠・出産に備えて健康管理ができ、ライフプランを主体的に考えることができるよう、妊娠・出産・子育てに関する正しい知識の普及啓発等のプレコンセプションケアの取組を行うことが重要です。低年齢からの性に関する意識付けが必要で、その中でも思春期は、身体面・精神面共に成長・発達による変化が大きい時期であり、性に関する不安や悩み等に対する相談支援の必要があります。

(b) ニーズ調査（未就学児保護者）ではこどもが生まれる前に赤ちゃんの世話をした経験がない人が74.7パーセントに上り、将来こどもを生み育てることのイメージが持ちにくくなっています。

(c) 様々な事情により、妊娠を継続することやこどもを生み育てることを前向きに捉えることができない「予期せぬ妊娠」では、母子の健康に大きな影響を及ぼすばかりではなく、生後間もない頃からの虐待につながる場合もあります。妊娠・出産の悩みを一人で抱えることがないよう、相談支援の体制等を充実させることが必要です。

b 妊娠・出産・子育て世代の現状と課題

(a) 核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中、孤立感や不安感を抱く妊婦・子育て家庭も少なくありません。妊娠中から助産師・保健師等の専門的

な相談支援を充実させるとともに、特に産前産後に安定した生活が送れるよう、家事や育児のサポートを行う支援が重要です。

- (b) 母子保健事業は、悩みを抱える妊産婦等を早期に把握し、相談支援につなげることはもとより、児童虐待の予防や早期発見に資するという観点からも重要です。
- (c) 妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康を確保し、切れ目のない保健対策を充実させるとともに、地域の子育て支援に関わる人や医療機関等とのネットワークを築き、包括的な支援の環境づくりを進めることが重要です。
- (d) こどもを生き育てたいと希望する人が妊娠・出産につながるよう、不妊治療による精神的な負担軽減への支援が必要です。
- (e) 35歳以上の高齢出産の割合は3人に1人となっています。出産年齢の高齢化により、産後の母親の心身の不調や育児をする上での負担感等に影響が生じ、母体に過重な負担がかかっている状況がうかがえます。妊娠・出産後も働き、仕事と家庭の両立に取り組む女性が増える中で、母親の健康への支援が重要です。
- (f) 約1割の産婦に「産後うつ」が発症すると言われており、心の不調を抱える妊産婦を早期に把握し、適切な支援を行う必要があります。

- (g) 妊婦歯科健診の市内の指定医療機関での受診率は 43.6パーセントであり、歯科口腔保健に関心を持ってもらえるよう妊娠期からの一貫した働きかけが重要です。
 - (h) むし歯がないこどもが増える一方で、一人で多くのむし歯があるこどもが存在し、口腔機能の健全な発育・発達につながる支援等が必要です。
 - (i) 本市の調査によると子育て家庭の約 8 割が妊娠前から産後にかけて経済的な負担を感じており、時期を捉えた経済的な支援が必要です。
- c 産科・周産期医療、小児医療の充実
- (a) 出生数は減少傾向にありますが、分娩取扱施設を確保・維持していくとともに、産婦人科、小児科医師の確保に向けた継続的な支援が必要です。また、産科拠点病院などにより、ハイリスク妊産婦、周産期救急の受入れやNICU（新生児集中治療管理室）など周産期病床の充実、地域連携の継続が重要です。
 - (b) 小児救急拠点病院は 7 拠点24時間 365 日体制で運営されていますが、少子化の進展による小児患者の減少も見込まれる中、安定的な医療提供体制を維持していくことが必要です。
- (イ) 施策の目標・方向性
- a 妊娠・出産・不妊に関する正しい知識の普及啓発や妊娠期から子育て期に渡る相談支援の充実

- (a) プレコンセプションケアの取組の一つとして、将来、自分らしいライフプランを選択できるよう、低年齢から分かりやすく妊娠、出産も含めた健康に関する正しい知識を伝える取組を充実させます。
 - (b) 妊娠、不妊及び出産に関する悩みや不安を持つ人が気軽に相談できるよう、不妊・不育に関する相談体制や女性のための健康相談への対応を充実させます。
 - (c) 様々な事情から予期せぬ妊娠をした人等が一人で悩みを抱えることなく気軽に相談ができるよう、相談者一人ひとりの置かれている状況を丁寧に受け止め、相談支援を充実させます。
- b 妊娠期からの切れ目のない支援の充実
- (a) 妊娠中から産後までの心身が不安定になりやすい時期に、必要な支援が受けられ、安心して子どもを生き育てられるよう、妊娠期の相談支援をより一層充実させます。
 - (b) 出産前から赤ちゃんのいる生活を想定し、産後の家事・育児の準備ができるよう、両親教室等を充実させます。
 - (c) 妊産婦に対する経済的支援を行うことで、妊娠期から出産後までの経済的な負担を軽減します。
 - (d) 妊婦健康診査の定期的な受診の促進や妊婦の経済的負担・不安の軽減を図るため、妊婦健康診査の受診勧奨や令和 6 年度に実施した助成額拡充による費

用助成等を行うことで、母子の安全・安心な出産につながります。

- (e) 妊娠中から歯の健康に関する正しい知識を持ち、主体的に予防の取組を行うことで、妊婦だけでなく家族の生涯に渡る健康増進につながるよう、妊婦歯科健康診査を実施します。
 - (f) 出産後に保健師、助産師等の専門職や地域の訪問員が訪問し、育児に関する不安・悩みの相談に応じ、親子が地域で孤立せずに、安心して育児ができるよう支援を行います。
 - (g) 産前産後の心身の負担や育児不安の生じやすい時期に家事・育児の負担を軽減するための支援を行い、安定して生活を送れるよう支援します。
 - (h) 産後うつ等の心の不調を抱える人を早期に把握し支援を行うため、妊娠期から地域の医療機関と連携するとともに、妊産婦やその家族に対し、産後うつに関する知識の普及啓発に取り組みます。
 - (i) 災害が発生した場合でも、妊産婦・乳幼児が心身共に健康に過ごすための、適切な避難行動の啓発や、避難環境の整備に取り組みます。
- c 乳幼児の健やかな育ちのための保健対策の充実
- (a) 乳幼児の健やかな発育・発達を支援し、疾病や障害の早期発見・早期支援につながるよう、乳幼児健康診査や保健指導、訪問指導に取り組みます。また、継続的な支援が必要な場合には、関係機関と連携

し適切な支援を行います。

- (b) 養育者の育児不安を軽減し、見通しを持って子育てができるよう、乳幼児健康診査等の機会を通じて、こどもの発育・発達段階に応じた正しい知識の啓発や育児力の向上につながる支援の充実に取り組みます。
 - (c) 子育てを困難に感じる養育者が、悩みを一人で抱えることなく育児ができるよう、保健師・助産師等による個別相談や家庭訪問において、個々の状況に応じた支援に取り組みます。また、子育ての不安や孤立感を抱える家庭に対しては、継続的に訪問し相談支援を行うほか、ヘルパーを派遣するなど、安定した育児ができるよう支援します。
- d 安全・安心な妊娠・出産に向けた産科・周産期医療及び小児医療の充実
- (a) 周産期病床の確保とともに、ハイリスク分娩への対応や、産科医の勤務環境改善などにより、将来に渡り安定的に医師を確保し、より安全で安心な出産ができる環境づくりを進めます。
 - (b) 小児救急拠点病院について、24時間 365 日体制を維持するため、需要動向を踏まえた検討を行います。小児の病気やケガの対応方法や救急相談センター（#7119）について、普及啓発を行います。
 - (c) 子育て世代の経済的な負担を軽減するとともに、中学 3 年生までの全てのこどもが安心して医療機関

等で受診できるよう、医療費の自己負担分を助成します。

イ 基本施策 2 地域における子育て支援の充実

安心して出産・子育てができるよう、地域における子育て支援の場や機会の拡充を図るとともに、子育てに関する情報提供・相談対応の充実や、地域ぐるみで子育てを温かく見守る環境づくり等、こどもの健やかな育ちを支える取組を進めます。

多様な子どもや大人との出会い、モノ・自然・絵本・場所等といった環境との関わりを通して、こどもの興味・関心に合わせた「遊びと体験」の環境と機会を提供します。

(7) 現状と課題

a 地域での子育て支援の場と機会の必要性

(a) ニーズ調査（未就学児保護者）では、地域での子育て支援の場を利用している（令和 5 年度調査については、「過去に利用していた」を含む）親子の割合は、前回調査に比べて増えています。一方で子育てについて不安を感じたり自信が持てなくなったりすることがあった（「よくあった」、「時々あった」の合計）と 6 割弱の人が回答しており、支援ニーズは依然高い状況にあります。

(b) 乳幼児期は、安定した「アタッチメント（愛着）」により安心の土台をつくり、豊かな「遊びと体験」を保障することで挑戦を応援する「安心と挑戦の循環」を通して、自己肯定感等が育まれていくこと

が重要です。

(c) 乳幼児期からこどものウェルビーイングを高めていく上では、人や環境との出会いの中で、豊かな「遊びと体験」を通して外の世界へ挑戦していくことが欠かせない要素です。また、自然に触れたり、芸術や地域行事等の文化に触れて感性を育んだり、日常生活における豊かな「体験」を得たりすることも重要です。

(d) ニーズ調査（未就学児保護者）によると祖父母や親戚など「子育てに対する周囲の支えがない」と回答している人が、2013（平成25）年度調査から5.8ポイント増えて22.0パーセントとなっており、孤立した子育てになりやすい環境にあることがうかがえます。

(e) このような環境の中では、子育て家庭が日常的に感じる小さな疑問や困り事を、大きな悩みになる前に、気軽に相談し解決できる場を、子育て家庭の日常の中の身近な場所に作ることが求められています。

b 妊娠期からの支援の重要性

(a) 初めてこどもが生まれる前に赤ちゃんの世話をしたことがない保護者は、74.7パーセントとなっており、日常生活の中でこどもと接する機会がなく、子育ての具体的なイメージを持たないまま親になる人が多い状況を示しています。これらの人については

、子育てについて不安を感じたり自信を持てなくなったりしたことがある割合が比較的高い傾向にあります。このことから、「出産・子育てのイメージを持つこと」が、安心して子育てをするために大切です。

- (b) 特に生活が大きく変化する妊娠期からの支援に重点を置き、見通しを持ち、安心して子育てをスタートできるように支えることが重要です。また、保育所へ入所する児童が増え、地域の親子の居場所を利用する期間が短期化することで、地域とつながりをつくる機会が減少するため、妊娠期間（特に産前休暇期間）から地域の親子の居場所を周知し、短期化に対応する必要があります。
- (c) 更に、親子の居場所の利用目的のうち「こどもの遊び、こども同士の交流」や「保護者同士の交流」が多くなっており、仲間づくりの場の提供への期待が大きいことにも着目する必要があります。妊娠期からの保護者同士の仲間づくりを支援することも、地域での子育て支援に求められる役割と言えます。
- (d) 地域の子育て支援施設は、妊娠期からの利用や見学が可能ですが、産前の認知度は低いため、認知度を上げるために周知を図ることで、出産後「初めて行く場所」にせず、行くハードルを下げることが必要です。
- (e) 父親の育児休業取得・育児参加の増加に伴い、地

域の子育て支援施設においても、母親を前提とした支援からの転換が必要です。

c 個々の家庭状況やニーズに応じた支援の実施のための、支援の質の維持・向上

(a) 子育て家庭の置かれる状況が多様化することに呼応し、支援のニーズも複合化しています。

(b) 第1期横浜市子ども・子育て支援事業計画から、それぞれの親子に寄り添った対応や、より個別性の高い相談内容への対応を充実させるために、地域子育て支援拠点で利用者支援事業（基本型）を開始するなど、相談機能の充実を図ってきました。

(c) 引き続き、支援の質の維持・向上に取り組むことが重要となります。担い手一人ひとりのスキルアップを図っていくとともに、担い手同士の連携による質の向上も求められます。更に、これまで地域の支援を利用していなかった、あるいは利用しにくかった方にも利用していただけるよう、支援方法を検討するなどの対応が必要です。

d 地域ぐるみで子育てを支える環境づくり

(a) 少子化や地域でのつながりの希薄化が進む中、孤立しない子育てのためには、日常生活の中で、気軽に声を掛け合い、助け・助けられる地域でのつながりが重要と言えます。子育て家庭同士でのつながりだけでなく、様々な世代、立場の方に、子育て家庭に目を向けてもらい「子育てを温かく見守る地域づ

くり」を進めていくことが必要です。その中では、「こどもの世話をしたことがないまま親になる人」が減るよう、これから親になる世代に関わってもらうことも、大切な視点です。

(b) また、時に「支援する側・される側」という枠を超えて、互いに支え合うことを通し、保護者が地域社会に関心を持ち、子育て支援やほかの地域活動の次の担い手になるような働きかけを継続することも、地域づくりには大切です。

(c) 親子の居場所の利用者からも「居場所に来ることで参加者同士や地域とのつながりができていることを実感する」との声が親子の居場所の事業者に寄せられています。「地域に子育てを助けてくれる人がいる」、「近所づきあいが楽しい」と感じ、地域のことを「我がこと」として皆で考えていける気運の醸成に努めることが重要です。そのため、こども家庭センターと地域資源が連携し、地域の子育て支援に関わる人と協力しながら、「地域づくり」を念頭に置いた支援を展開する必要があります。

(イ) 施策の目標・方向性

a 妊娠期からの支援と親子が集える場や機会の充実

(a) こどもや子育て中の保護者にとって、身近で安心できる場で、様々な人と出会い、交流することは、豊かな子育て環境を整えるために大切です。そのため、引き続き、親子にとって身近な居場所の拡充と

、その認知度の向上を図ります。また、安心して出産・子育てができるよう、家庭の養育力の向上、妊娠期からの支援、及び父親や祖父母等、家族全体への支援の充実に取り組みます。

(b) これまで地域での子育て支援を利用していなかった親子も、気軽に利用できるよう、出張ひろばやオンラインも活用したアウトリーチの支援の充実を図ります。

(c) 子育て中の親子の協力を得て、中学生・高校生が子育て中の親子と触れ合うことのできる場や機会を作ることで、若い世代に命の大切さや子育てに関心を持つ機会を提供します。

b 幼児期の豊かな「遊びと体験」の環境と機会の提供

(a) 乳幼児期からウェルビーイングを高めていくために、「こどもが遊びに没頭し、身体の諸感覚を使い、自らの遊びを充実、発展させていく場や機会の提供」の充実に取り組みます。

(b) 多様なこどもや大人との出会い、モノ・自然・絵本・場所等といった環境との関わりを通して、こどもの興味・関心に合わせた「遊びと体験」の環境と機会を提供します。

c 保護者・養育者が気軽に相談できる場や機会の確保

(a) 区役所や身近な親子の場所など対面での相談場所やインターネット、SNSやメールなど、対象者に応じた相談の場や機会の充実に取り組み、子育ての

不安感解消につなげます。

- (b) 情報につながるものが難しい家庭や自ら S O S を発信することの少ない家庭への支援を行います。
- d 地域における子育て支援の質の向上
- (a) 支援を充実させることと併せて「保護者が自分に合った支援を選ぶ」ことも大切です。それぞれの家庭に寄り添い、ニーズに応じた施設や制度を円滑に利用できるよう、相談支援や情報提供の充実、関係機関同士の連携、地域のネットワーク強化を図り、必要な支援を紹介するなど、きめ細やかな対応を行います。
 - (b) 多様な家庭の支援ニーズに適切に対応するため、支援者を対象に、体系的に研修を実施するなど、地域における子育て支援の質の維持・向上に取り組みます。
- e 地域ぐるみでこども・子育てを温かく見守る環境づくり
- (a) 子育て支援に関わる人材の発掘・育成に係る取組を継続します。「支援する側とされる側」という枠を超え、親子同士あるいは親子に関わる人が互いに「支えられる安心・支える喜び」を感じることで、子育て家庭が次の支援の担い手となるような丁寧な取組を推進します。
 - (b) 子育て家庭に関わる人だけでなく、多くの人が子育て家庭に心を寄せ、温かく見守る気運を醸成する

取組を推進します。子育ての現状や支援の必要性を地域の住民が理解できるよう、機会を捉えて働きかけを行うとともに、様々な施設・機関・地縁組織・人が持つ多様な強みを生かして、子育て家庭を支えるつながりづくりに取り組みます。

- (c) 周囲の大人が一人ひとりのこどもの状況を把握し、こどもの思いや願いをくみ取り、積極的に育ちを支えられるように、こどもと大人が交流する機会の創出、こどもの育ちに関する適切で分かりやすい情報の発信等を通じて、こどもの育ちを支える環境づくりに取り組みます。

ウ 基本施策 3 乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期への円滑な接続

「こどもの最善の利益」や「こどもまんなか社会」の視点を大切にしながら、研修の充実や公開保育への支援等を通じて保育・幼児教育の質の確保・向上を図ります。また、個別に支援が必要な児童に対する支援を実施するほか、保育・教育施設から学校への円滑な接続、待機児童・保留児童対策や保育士等の人材確保の取組の推進、一時預かりや病児保育等の多様なニーズに応じる環境整備を進めます。

(ア) 現状と課題

a 保育・幼児教育の質の確保・向上

- (a) 乳幼児期は、生涯に渡るウェルビーイングの土台として最も重要な時期であり、その時期にふさわしい

一人ひとりに応じた育ちの保障をしていくことが大切です。

- (b) 2023（令和5）年にこども基本法、こども大綱が策定され、全てのこどもが、将来に渡って幸福な生活を送ることができる社会「こどもまんなか社会」の実現に向け、こどもの人権を守り、こどもの主体性や思いを尊重した保育・教育の推進が求められています。
- (c) 「よこはま☆保育・教育宣言」では、全ての保育者の大切にしたい方向性を示しており、研修や動画等を通じて周知を図っています。
- (d) 研修や研究の実施、公開保育への支援等を通じて、各保育・教育施設等での更なる保育実践を充実させ、保育・教育の質向上を図るために、好事例を他園にも展開していくことが必要です。
- (e) 加えて、「よこはま☆保育・教育宣言」の理念を家庭にも伝え、保護者と保育・教育施設等がこどもの育ちを両輪で支えていく必要があります。
- (f) 幼児教育と小学校教育の円滑な接続と双方の教育の充実に向け、幼保小のこども同士の交流や職員同士の連携が進んでいます。今後は「幼保小の架け橋プログラム」の実践を踏まえた「主体的・対話的で深い学び」の実現のため、幼保小の職員による継続的な対話機会の創出と、地域に応じた接続期カリキュラムの実施・改善が必要です。

- (g) 保育・幼児教育の質向上や連続性のあるカリキュラムの開発を行うとともに、こどもへの効果的な保育・幼児教育等の具体的手法や取組の研究・開発を行うため、「保育・幼児教育センター（仮称）」の設置に向けた検討を進めています。
- (h) 市立保育所は、こどもの最善の利益を目的とした保育を各保育資源で実践できるよう、保育資源全体の保育の質の維持・向上を図る役割・機能が求められています。
- (i) 市立保育所の民間移管事業については、当初目標をほぼ達成しました。保育ニーズは増加傾向にあるものの地域や年齢によって定員割れが発生しています。また、障害児・医療的ケア児の入所の増加、こども誰でも通園制度の実施が予定されている等、保育所等に求められる役割も変化してきています。こうした役割の変化に加え、建物の老朽化も進んでいることから、改めて今後の在り方を検討する必要があります。
- (j) 保育・教育施設等においては、こどもの成長や発達に応じた健康的な給食提供を行うとともに、食物アレルギーへの対応や集団給食における衛生管理など、安全・安心で質の高い給食提供が求められています。
- (k) 保育所等における園外活動等での置き去り・見失いなどの防止、睡眠中・水遊び中の事故の防止など

安全・安心な保育・教育の提供のための取組が求められています。また、虐待や不適切保育については、2023（令和5）年5月に発出された国のガイドライン等を踏まえ、未然の防止及び発見時の迅速な対応が求められています。

b 個別に支援が必要な児童に対する支援

(a) 市内の保育・教育施設等において、障害のある子ども約2,740人、個別に支援が必要な子ども約330人、医療的ケアが必要な子ども約60人を受け入れています（2024（令和6）年4月時点）。

(b) 障害のある子ども、医療的ケアが必要な子どもなど個別に支援が必要な児童に関する入所相談や受入れを調整していくに当たって、子どもや保護者の気持ちに寄り添った丁寧な対応が求められています。

(c) また、入所後は、障害のある子ども、医療的ケアが必要な子どもが、それぞれの特性や発達に応じて、保育・教育を受けられるよう職員体制や受入れ環境を整え、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援を保育士・教諭や看護職員など園の職員全体で実施していくことが求められています。

(d) 障害のある子どもや医療的ケアが必要な子ども、外国につながる子どもなど、子どもの育ちと学びの連続性を大切にしながら、家庭、地域、保育・教育施設等及び関係機関（区役所、地域療育センター及び小学校等）が連携し、連続性・一貫性を持って支

援を継続していくことが求められています。

- (e) こどもに対する保護者の不適切な養育が疑われる場合、保育・教育施設等は行政や関係機関と連携し、適切な対応を図っていく必要があります。児童虐待防止などの観点からも、保育所をはじめとした施設の果たす役割が大きくなっています。

c 保育・幼児教育の場の確保

- (a) 2024（令和6）年4月の保育所等利用申請者は過去最大の74,705人となりましたが、利用者数の伸びは以前と比べ鈍化し、年齢や地域によって定員割れが発生するなど、ニーズの変化に合わせた取組が必要とされています。園選びにおいては保育の質が重視される傾向が強まることが想定されます。保護者や地域に各施設の多様な保育内容が分かりやすく伝わるよう、園の紹介や第三者評価のほか、研修への取組状況など、保育の質に関わる情報の可視化について研究していく必要があります。
- (b) 横浜DX戦略に基づき、申請数の多い上位100手続に含まれる保育所入所利用申請、現況届、認定変更申請のオンライン申請を順次開始しています。
- (c) ニーズ調査では「子育て支援の電子化への期待」について、区役所に行く頻度の減少や書類作成の手間の削減、電子申請・届け出が可能な手続の拡大が多く挙げられています。

d 保育・幼児教育を担う人材の確保

- (a) 保育士の有効求人倍率は、神奈川県において2.99倍（2024（令和6）年1月）であり、県内の全産業平均の有効求人倍率0.96倍と比べて、非常に高い傾向にあります。一方、市内の保育士養成校の入学者数は年々減少しており、2024（令和6）年4月の入学者数は定員の60.9パーセントとなっています。
 - (b) 保育・幼児教育を担う人材の定着を図るためには、働きやすい職場環境を作ることが不可欠ですが、現場の事務負担の大きさが依然として課題となっています。ICTの活用により保育所運営に係る業務を省力化し、保育の質の向上や職員の働きやすさにつなげる必要があります。
- e 多様なニーズへの対応と充実
- (a) 子育て家庭への一時預かり事業については、就労やリフレッシュ等の理由により、特に低年齢児を一時的に預けたいというニーズが増加しています。一方、受入枠の問題により、利用したくても断られてしまい、預けることを諦めてしまうケースもあるため、一時預かり施設を更に拡充していくほか、預けやすさにつながる取組が必要です。また、夜間や休日の預かりについて、一定のニーズがあることから引き続き対応が必要です。
 - (b) 2026（令和8）年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付「乳児等のための支援給付」が創設され、全国の自治体において、満3歳未満で保育

所等に通っていないこどもが月一定時間まで保育所等を利用できる「こども誰でも通園制度」が開始予定であり、既存の保育・幼児教育施設等を活用し、地域の子育て家庭への支援を一層進めていく必要があります。

- (c) 子育て家庭が公的支援に望むこととして、保育料等に対する経済的支援の充実が挙げられており、複数のこどもを育てる上での負担感に関する御意見も多くあります。多様な「保育・教育」ニーズへの対応と充実を進めるとともに、経済的負担軽減に向けた取組が求められています。

(イ) 施策の目標・方向性

a 保育・幼児教育の質の確保・向上

- (a) 「こどもの最善の利益」や「こどもまんなか社会」の視点を持ちながら、一人ひとりが自分の良さや可能性を發揮しながら自ら幸せな生き方を切り拓く力や共に温かい社会を作る力を育むことができるよう、保育・幼児教育に関する施策を推進します。
- (b) 全ての保育者が「よこはま☆保育・教育宣言」の理念を理解し、日々の保育で実践することで、こどもの良さや可能性に気付き、更に保育の振り返りに活用することで、保育・幼児教育の質の向上につながります。また日々の実践やこどもの姿を保護者や地域と共有していきます。
- (c) 市立保育所が地域の保育資源間のつなぎ役となる

「保育資源ネットワーク構築事業」を推進し、認可・認可外にかかわらず、実践研修や交流保育等の実施や事例の共有を通じて、保育資源間での情報・ノウハウの共有化を図ります。

- (d) 市内全ての保育・教育施設等を対象として、経験年数別の研修や専門分野別の研修・研究を実施し、こどもの思いや主体性を尊重した保育を推進します。また、「園内研修・公開保育ブックレット」を活用した園内研修や公開保育等を通じ、各保育・教育施設等で学び合い、質の向上を図りながら、より良い職場環境づくりにつなげます。
- (e) 「保育・幼児教育センター（仮称）」を新たな教育センターに併せて整備することで、質の高い保育・幼児教育の実現や連続性のあるカリキュラムの開発に向け、研修・研究の推進や相談機能の充実、市内の保育士・教諭の育成等を行っていきます。
- (f) 保育士や調理担当者などの給食業務従事者に対して、給食提供に関する最新の知識や技術の習得を目的とした研修を実施することで、保育・教育施設等における安全・安心で質の高い給食提供を推進します。
- (g) 保育所等における事故の未然防止を目的として、保育・教育施設等への巡回訪問を行います。また、ICTを活用した見守りサービス等の導入を支援します。

- (h) 2023（令和5）年4月より開設した不適切保育相談窓口や、2024（令和6）年度から開始した外部専門家による改善サポート事業などを活用し、虐待・不適切保育が発生した場合に適切に対処するとともに、児童の安全や保育・幼児教育の質の確保・向上を図ります。
- b 個別に支援が必要な児童に対する支援
 - (a) 障害のあるこども、医療的ケアが必要なこどもの保護者が保育・教育施設等の利用を検討する際、施設の情報を提供するなど寄り添って相談対応します。
 - (b) 障害のあるこども、医療的ケアが必要なこどもなど個別に支援が必要な児童の特性や成長に合わせた支援を実施していくため、保育士・教諭等や看護職員の専門性の向上を図るとともに、保育・教育施設等に対する制度や環境整備の充実を図ります。
 - (c) 医療的ケア児サポート保育園の認定を推進するとともに、医療的ケア児サポート保育園に限らず、ほかの保育・教育施設等においても、医療的ケア児の受入れが広がるよう普及啓発を行います。
- c 保育所、幼稚園、認定こども園から学校への円滑な接続
 - (a) 全18区で実施している「幼保小教育交流事業」において、園と小学校のこども同士の交流や職員同士の連携等を通じた相互理解を進めるとともに、2023

(令和 5) 年度配布のリーフレット「Let's talk about our 架け橋プログラム@横浜」を活用した研修の充実を図り、幼児期の教育と小学校教育との円滑な接続を目指します。

(b) 2024 (令和 6) 年度作成の横浜版接続期カリキュラム「育ちと学びをつなぐ」を手掛かりに、接続期カリキュラム研究推進地区において、地区に応じた接続期カリキュラムの作成とその運用・改善を、園と小学校が協働して進めます。更にその成果は、幼保小連携推進地区等を通して全市の取組へとつなげていきます。

(c) 小学校においては、幼児期の育ちと学びをつなぐ「スタートカリキュラム」の実施を推進し、幼児期に育まれた資質・能力を生かした、主体的・対話的で深い学びの実現を図ります。

(d) 障害の状況やバリアフリーの必要性など、就学する上で配慮が必要な児童について、教育委員会事務局と連携した支援を進めます。

d 保育・幼児教育の場の確保

(a) 一人ひとりのニーズにしっかりと寄り添いながら、保育の必要性が高い人が保育所等を利用できるよう、待機児童・保留児童対策を推進します。

(b) 3歳児から5歳児までの幼児教育を担ってきた幼稚園等での長時間の預かり保育や、2歳児を対象とした受入れの推進、また、地域や年齢ごとに異なる

ニーズに合わせ、保育所等の定員構成の見直しや、施設の空きスペースを活用した年度限定保育事業の推進、入所が可能な小規模保育事業への送迎支援の実施など、既存施設を最大限活用します。その上で、大規模なマンション開発等により受入枠が不足する地域には、保育所等を整備し、保育・幼児教育の場の確保を進めます。

- (c) 地域型保育事業など低年齢児のための保育の場の確保に当たっては、卒園後に連携施設などで安心して新しい生活がスタートできるよう、円滑な接続に配慮します。
- (d) 保育・教育を一体的に提供することができる認定こども園は、様々な保育・教育ニーズに対して、他の施設類型に比べて柔軟に対応することができます。保育ニーズの高いエリアでは幼稚園から移行することで、園庭等の既存資源により保育ニーズに対応することが可能であり、待機児童対策の側面から効果的であるため、3歳児未満の長時間保育も実施する幼保連携型認定こども園への段階的な移行を推進します。また、移行に当たっては、乳児保育について実地研修を取り入れる等、乳児の発達や保育への理解が深まるよう丁寧な支援を行います。保育所からの認定こども園への移行を含め、移行を希望する施設に対しては、施設種別や希望する類型に応じて個別相談に応じるとともに、地域の実情に合った子

育て支援事業の展開を支援していきます。

- (e) 地域型保育事業や幼稚園等での長時間の預かり保育など、様々な形態の施設・事業が持つ魅力が保護者に分かりやすく伝わるよう、預け先の選択肢を増やすための情報発信を進めます。
 - (f) 保育所等の利用等に係る手続について、オンラインでできる手続を拡充し、より使いやすく・分かりやすくするための利便性の向上を図ります。
- e 保育・幼児教育を担う人材の確保
- (a) 宿舍借り上げ支援事業や幼稚園教諭等住居手当補助事業により、保育士や幼稚園教諭の生活を経済的に支援し、人材確保を図ります。
 - (b) 保育・教育事業者の直接採用を支援するため、保育士の採用や定着に課題を抱える園に助言などのフォローを行うコンサルタントを派遣することにより、安定的な人材確保につなげます。
 - (c) 将来の人材確保を目指した保育士という職業の魅力発信を行います。
 - (d) 保育業務支援システム等 I C T の活用により、保育所運営に係る業務を省力化し、保育の質の向上や職員の働きやすさにつなげます。
- f 多様なニーズへの対応と充実
- (a) 低年齢児を中心に一時預かりニーズが増大しており、更なる受入枠の拡充を図るとともに、休日一時保育や24時間型緊急一時保育、病児・病後児保育事

業の充実など、様々なニーズに対応していきます。

- (b) 更に、2026（令和 8）年度から「こども誰でも通園制度」が開始予定であり、既存の保育・幼児教育施設等を活用し、地域の子育て家庭への支援を一層進めていきます。
- (c) 多様な保育・教育施設等が対象となる子育てのための施設等利用給付の実施に当たっては、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性を勘案し、円滑な給付の実施を進めます。
- (d) また、特定こども・子育て支援施設としての確認や公示を行うとともに、指導監督を実施するなど、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施に向けて取り組んでいきます。
- (e) 複数のこどもを育てる子育て家庭の保育・教育施設等の利用に係る経済的負担の軽減策について検討を進めます。

エ 基本施策 4 学齢期から青年期までのこども・若者の育成施策の推進

こども・若者の多様なニーズに応じた居場所づくりや体験活動の充実、多世代との交流促進、地域主体の取組の推進を図ります。

こども・若者に関する施策・事業の推進に当たっては、こども・若者の主体性を尊重し、社会参画を促進していくとともに、こども・若者の声を聴く機会を設け、その意見を反映する取組を進めます。

放課後の時間を過ごす全てのこどもの安全・安心な居場所を確保し、更なる質の向上を図るとともに、子育て世代にゆとりを創出し、こどもと向き合う時間の充実につながるよう、「小1の壁」の解消に取り組みます。

(ア) 現状と課題

a こども・若者を取り巻く環境の変化

(a) 学齢期は心身共に大きく成長する大切な時期であり、多様な人々との出会いや様々な経験を重ねながら、自己肯定感や社会性などを育み、社会との関わりの中で、自己の価値・役割を考え、アイデンティティを形成していきます。また、青年期は、進学や就職など環境の変化に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を進展させる重要な時期です。

(b) この時期に社会体験や自然体験が豊富な人ほど、社交性や挑戦意欲、自己肯定感が高い傾向があると言われています。

(c) こども・若者を取り巻く環境は、地域のつながりの希薄化、少子化の進展、こども・若者を取り巻く生活環境の変化等により、こども・若者同士が遊び、育ち、学び合う機会が減少しています。行政・関係団体・学校・地域等が連携して、こども・若者の創造性・自主性・社会性を育んでいく必要があります。

(d) 若い世代の男女に向け、将来の妊娠・出産に備え

て健康管理ができ、ライフプランを主体的に考えることができるよう、妊娠・出産・子育てに関する正しい知識の普及啓発等のプレコンセプションケアの取組を行うことが重要です。低年齢からの性に関する意識付けが必要で、その中でも思春期は、身体面・精神面共に成長・発達による変化が大きい時期であり、性に関する不安や悩み等に対する相談支援の必要があります。

- (e) 不登校児童生徒の増加、ネット社会の影響、薬物や特殊詐欺の問題、こどもの自殺の増加、貧困問題など、こども・若者を取り巻く環境は一層厳しさを増すとともに、課題も複雑化しており、複合的な対策が求められています。
- (f) 共働き世帯の増加や働き方の多様化に伴い、全てのこどもたちにとって安全・安心で豊かな時間を過ごすことができる放課後等の居場所の確保が必要となっています。また、放課後の時間は、多くの人との関わりや体験を通して、こどもたちが協調性や主体性を育みながら成長できる場としていく必要があります。
- (g) こどもの小学校入学を機に保護者に新たな負担が生じる、いわゆる「小1の壁」の問題に表れるように、保護者が過度な負担を抱くことなく、子育てと仕事の両立に向き合うことができる時間的・経済的なゆとりの創出が求められています。

- b こども・若者の居場所づくり
- (a) 全てのこども・若者の健やかな成長に向け、安全・安心で自分らしく過ごせる居場所をつくる必要があります。
 - (b) 中高生の通学形態の広域化・多様化やライフスタイルの変化、価値観の多様化などにより、様々なニーズに応じた居場所が求められています。
 - (c) こどもが自由に思いきり外で遊ぶことができるよう、身近な遊び場でもある公園等の環境整備を進める必要があります。
 - (d) 居場所を多く持つこどもは、自己肯定感・チャレンジ精神・将来への希望など、積極的な姿勢を有する傾向にあります。こども・若者が自分に合った複数の居場所を持てるよう、多様な居場所づくりを進める必要があります。
 - (e) 本市では、中高生世代が気軽に集い、自由な活動や仲間と交流する機会、社会体験プログラムの提供などを行うため、青少年の地域活動拠点づくり事業を実施しています。
 - (f) ニーズ調査（小学生保護者）では、保護者が小学生の居場所に望むこととして、「様々な体験活動ができる」、「大人の見守りがある」など、体験活動や安全性の割合が高くなっています。
 - (g) こども食堂等の地域の取組が推進されており、居場所を必要とするこどもへの周知が求められています。

す。

- (h) こども・若者が自分に合った複数の居場所が持てるよう、青少年の地域活動拠点をはじめとすることも・若者の居場所の運営者の連携を進めることや、普及啓発、広報の充実を図る必要があります。
- c 多様な体験活動の必要性
 - (a) 未来を担うこども・若者に様々な体験機会を提供するため、本市では、横浜こども科学館、野島青少年研修センター、青少年野外活動センター等の青少年関連施設において各種プログラムを実施するとともに、青少年指導員や青少年関係団体、プレイパーク等の活動を支援しています。
 - (b) 小学生の頃に体験活動（自然・社会・文化的体験）を多くしていたこどもは、その後高校生の時に自尊感情や外向性、精神的な回復力が高くなる傾向が見られます。
 - (c) 保護者の経済力や保護者自身の経験の多寡などによる、こどもの体験格差が指摘されています。こどもの健やかな成長のためには、家庭環境等こどもの置かれた状況によらず、多様な体験ができることが重要であり、社会全体でこども・若者の体験活動を支援する必要があります。
- d 放課後の居場所の充実
 - (a) 全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後の

こどもの遊びと生活の場である「放課後キッズクラブ」と、生活の場である「放課後児童クラブ」の安定的な運営を確保し、放課後児童施策を推進していく必要があります。

- (b) 小学生の放課後の時間は、異年齢児等との関わりなどを通じて、こどもたちが道徳や社会性を養うとともに、発達段階に応じた主体的な活動ができるものとしていく必要があります。放課後児童健全育成事業に携わる職員の人材育成や、プログラムの充実等による質の向上が求められています。
- (c) 市内全ての小学校に設置されている放課後キッズクラブでは、学校と連携しこどもたちが思い思いに過ごせる活動場所の確保や、より良い環境づくりを進める必要があります。
- (d) 障害のあるこども、発達に特性のあるこども、外国につながるのあるこどもへの支援に当たっては、学校との情報共有や関係者との連携を進め、こどもと家族に寄り添い、個々の特性を理解し一人ひとりに応じた支援を行っていくことが求められています。
- (e) 共働き家庭等の増加や、働き方の多様化に応じた居場所づくりが求められているとともに、不登校児童生徒の増加、ネット社会、家庭環境や社会環境によって、こどもたちの体験活動の機会に格差が生じないように、地域・学校の実情や特色に応じた、多様

な活動を促進することが期待されています。

- (f) ニーズ調査（小学生保護者）では、放課後の居場所に対して保護者が今後望むこととして、「宿題をする学習習慣」、「イベント・行事を通じた非日常的な体験・活動」、「友達づくり」に加え、「児童が主体的に遊べる時間」、「基本的生活習慣や生活のリズムを身に付けること」、「長期休業日における昼食の外注サービス」などの割合も高くなっています。
- e 地域における支援の充実
 - (a) こども・若者の健やかな成長のためには、地域の中で多様な世代と交流することで、社会性や自主性を育むことが重要です。7歳の頃の遊び相手の多様性が高いほど、17歳の「自尊感情」の得点が高くなるなど、小学生の頃の異年齢や家族以外の大人と関わった経験は、その後の成長に良い影響があることが示唆されています。
 - (b) 地域では青少年指導員やこども会等の青少年団体が、多様な活動を通じてこども・若者の健全育成や支援に取り組んでいます。
 - (c) 多様な地域資源が連携し、ネットワークを構築することで、「こども・若者を見守る目」を醸成するとともに、地域全体で予防的支援に取り組み、課題が顕在化した場合に、早期支援につなげられる環境をつくる必要があります。

- (d) 地域における青少年育成の担い手の高齢化や新たな担い手不足などが課題となっており、人材確保や普及啓発などに取り組む必要があります。
- f こども・若者の人権擁護と意見の反映
- (a) こども・若者に関する施策の実施に当たっては、当事者であるこども・若者の視点を尊重し、その意見が十分反映される環境づくりに努めるとともに、こども・若者の社会参画を促進していくことが求められています。
 - (b) こども・若者が社会参画し、自らの意見を表明する機会を保障することは大人の責務ですが、意見表明の機会が設けられている事例は多い状況とは言えません。
 - (c) こどもは自分の思いや考えを対外的に主張する力が十分ではない場合もあり、一見すると問題がなさそうなこどもでも、実は悩みを抱えていたり、本人が問題と認識していない場合があります。また、悩み事を相談するには、こどもとの信頼関係の構築が不可欠です。地域の身近な存在の大人たちが、日々こどもたちと接する中で、変化に気づき、深刻な状況にならないよう、こども・若者に寄り添い、耳を傾けることが重要です。
 - (d) こどもへの性加害などこどもの人権が侵害される事態も生じており、こども・若者の人権擁護を図るための施策を強化する必要があります。

(イ) 施策の目標・方向性

- a 小学生のより豊かな放課後等の居場所づくり
 - (a) こども・保護者・事業者の意見を聴きながら、放課後の居場所づくりを進めることで、年齢や保護者の就労状況等にかかわらず、全てのこどもたちのウェルビーイングを支えられるように取り組んでいきます。
 - (b) こどもたちの安全・安心な放課後の居場所を確保するとともに、放課後児童健全育成事業所等の職員の人材育成に取り組むほか、DXの推進等により、こどもの育成支援に注力できる環境づくりを進めることで、更なる質の向上を図ります。
 - (c) 人材確保の支援に当たっては、事業の認知度の向上や職員の労働環境の整備等の様々な手法により、人材を確保しやすくなるような取組を進めていきます。
 - (d) 放課後の時間を過ごすこどもたちが、家庭環境や経済状況によらず、様々な学びや体験活動を通して、創造力や好奇心、自己肯定感等を育むことができるように、地域や企業、団体と連携・協働して、体験活動の機会の充実を図ります。
 - (e) 放課後キッズクラブの活動場所の確保に当たっては、こどもたちがより安全・安心な環境で過ごせるよう、学校等との連携を一層促進し、学校施設の更なる活用に取り組んでいきます。また、障害のある

こどもや、医療的ケアを必要とするこども、外国につながるのがあるこどもなど、配慮が必要なこどもへの支援について、学校・関係者と協力し、放課後の居場所におけるインクルージョンを推進していきます。

b いわゆる「小1の壁」の打破

(a) 「小1の壁」を打破するため、全てのこどもが放課後等に過ごす多様な居場所を確保するとともに、共働き家庭の増加等に伴う多岐に渡ったニーズに対応するため、きめ細やかな支援を行っていきます。

(b) 給食がない長期休業期間中のお弁当づくりなど、小学校入学を機に保護者に生じる新たな負担を軽減・解消する支援を行うことにより、子育て世代の「ゆとり」を生み出し、子育てと仕事を両立できる環境を整えていきます。

(c) 放課後キッズクラブや放課後児童クラブを利用する保護者へのアンケートなどを踏まえて、子育て世代のニーズを捉えながら、活動内容の充実や経済的負担の軽減等、幅広い対応策を推進していきます。

c こども・若者の成長を支える基盤づくり

(a) こども・若者の健全な成長のためには、家庭や学校以外の第三の居場所が大切です。こども・若者は、多様な体験や、様々な世代の人との交流の中で自己決定力を身に付けていきます。全てのこども・若者のウェルビーイングを支えるため、多様なニーズ

に応じた居場所づくりや体験活動の充実、多世代との交流促進等を進めます。

- (b) 居場所は、孤独や孤立の問題とも深く関係しています。当事者であるこども・若者の声を聴きながら、その視点に立ち、身近に多くの居場所が持てるよう取り組んでいきます。
- (c) 青少年の育成支援に係る中間支援組織である（公財）よこはまユースが中心となり、青少年の地域活動拠点や市民利用施設等の地域資源が連携することで、体験活動等のプログラムの提供、地域の大人と交流する機会やボランティアなど社会体験等の充実に図ります。
- (d) プレイパークや青少年関連施設等において、自然・科学・社会体験など多様な体験ができる環境を提供します。
- (e) こども食堂等の地域主体の取組が一層推進され、こどもにとって安心できる居場所となり、また、こどもに対して居場所の情報が周知されるよう、運営団体が地域や行政等と連携を図れる体制づくりを進めます。
- (f) 将来、自分らしいライフプランを選択できるよう、低年齢から分かりやすく、妊娠・出産も含めた健康に関する正しい知識を伝える取組を充実させます。
- (g) 学校給食法の趣旨を踏まえ、中学校給食の利用を

原則とし、全ての生徒に満足してもらえる給食を提供します。また、全員給食の実施により、子育て世代の「ゆとり」を生み出し、子育てと仕事を両立できる環境を整えていきます。

- d こども・若者の成長を見守り、支える地域社会づくり
 - (a) 地域では、青少年指導員や民生委員・児童委員、こども会等の青少年団体、こども食堂、学習・生活支援、プレイパーク、市民利用施設のスタッフなど多様な人材や団体が、こども・若者と接点を持っています。地域の人材や団体が相互に連携することで、それぞれの活動の幅が広がるとともに、こども・若者の複合的な支援につながるよう取組を進めます。
 - (b) こども・若者の育成・支援に取り組む人材や団体に対し、講座や研修会等を通じ意識や知識の向上を図るとともに、交流の機会等をつくることで、育成・支援の輪を広げます。
 - (c) こども・若者を取り巻くリスクが多様化する中、青少年の地域活動拠点など、誰もが気軽に来られる場を充実させ、スタッフなどが日常的な関わりを通じて関係性を構築し、コミュニケーションを促進することで、課題を早期に発見し、必要に応じ関係機関につなぐなど、健やかな成長を支援します。
 - (d) 全ての大人が地域の中でこどもたちを見守り、支

える環境づくりが進むよう、普及啓発に取り組みます。

- (e) 青少年指導員等地域の育成・支援者を増やすため、広報によって活動状況の周知を図り、人材の確保に努めます。
- e こども・若者の人権を守る取組の推進とこども・若者の意見の反映
- (a) こども・若者に関する施策・事業の推進に当たっては、こども・若者の主体性を尊重し、社会参画を促進していくとともに、当事者のニーズに合った効果的なものとするため、アンケートやヒアリングなどにより、こども・若者の声を聴く機会を設けるとともに、その意見を反映する取組を進めます。
 - (b) こども・若者の意見を聴く方法については、ワークショップの開催やファシリテーターを置くなど、内容に応じてこどもたちが意見を表明しやすい手法により実施します。
 - (c) こどもや若者の意見には、大人が気づくことができない新たな視点や発想があることを認識し、その思いや発言を真摯に受け止め、耳を傾ける姿勢が重要です。
 - (d) こども・若者の視点に立ち、その人権を守るため、関係団体や事業者等に対し、こどもの人権擁護に関する研修等を実施します。

オ 基本施策 5 障害児・医療的ケア児等への支援の充実

地域で必要な支援を適切な時期に受けられるよう、地域療育センターを中心とした支援の充実を図ります。将来の自立等に向けて療育と教育の連携等による切れ目のない支援の充実を図ります。また、入所児童の成人期の地域での生活への移行の推進を図ります。

医療的ケア児や重症心身障害児等の在宅生活支援や医療・福祉・教育分野の受入れ体制の充実に取り組みます。

こどもの意見を聴く取組の推進や障害への理解促進を図ります。

(ア) 現状と課題

a 地域における療育や保護者支援の充実

(a) 障害やその療育等について多くの情報が様々な媒体を通じて行き交うようになり、保護者や学校・保育所等が、障害のあるこどもとの関わり方等について悩みや不安を感じるが増えています。そうした悩みや不安に寄り添い解消するために、適切な情報提供や診療を含む支援の体制づくりが求められています。

(b) 地域療育センターの新規利用児が増加する中、利用者への初期支援は充実しつつあります。3歳未満の児童や集団療育を卒園した児童（学齢児）を含め、必要とするこどもが、必要な支援を適切な時期に受けられるような支援の在り方が求められています。

(c) 障害児の支援は、本人だけでなく保護者への支援

も有効であると考えられています。保護者が児童への関わり方を学ぶペアレント・トレーニングや、障害児を育てた経験のある保護者と相談できるペアレント・メンター等の実施等の保護者支援が求められています。

b 障害児施設等における支援の充実

- (a) 障害児通所支援は、ニーズの増大に対応して事業所数が年々増加しており、数多くある事業所の中からそれぞれの児童の特性や保護者のニーズに合った支援を行うことができる事業所を選ぶことが難しくなっています。また、提供されるサービスの質の維持・向上だけでなく、事業所の事務効率化や運営の適正化に向けた支援を行う必要があります。特に、虐待の防止に向けた具体的な取組の実施や、重症心身障害児や医療的ケア児等が安心して利用できる体制を充実させる必要があります。
- (b) 事業所の不足等により、全国平均に比して障害児相談支援の利用率が低い状況が続いています。障害児本人の意見を尊重し必要なサービスを受けられるようにするためにも、障害児相談支援の充実が求められています。
- (c) 障害児入所施設において強度行動障害などの障害特性に応じたきめ細かな支援ができるよう個室化を行う等児童の生活環境改善を図るほか、職員による支援の質を高めるためにもメンタルケアなどにより

勤務環境を向上する必要があります。

- (d) 成人期が近づくにつれ利用できるサービスや暮らし方が変わっていくため、早い段階から成人期を見据えた支援を行うことが重要です。特に障害児入所施設に入所している児童に対しては、成人期の生活への移行がスムーズに行われるよう支援を充実させる必要があります。
- c 医療的ケア児・重症心身障害児等への支援の充実
 - (a) 医療技術の進歩により医療的ケア児等が増加しています。
 - (b) 医療的ケア児等が安心して生活できるように、医療・福祉・教育等の多分野に渡る相談・調整を行うコーディネーターを配置し、関係機関と連携した支援に取り組んでいます。
 - (c) 医療的ケア児等の保育・教育施設等での受入れを推進しています。これらを継続しつつ、医療的ケア児等の将来を見据え、保育・教育・福祉分野における受入れを更に推進していく必要があります。
 - (d) 家族の負担軽減のために病院での一時的な受入れを行うことに加えて、より気軽に利用できる預け先を増やすことが求められています。
 - (e) 必要な支援へつなげるために、医療的ケア児等の実態を継続して把握する仕組みづくりが求められています。
 - (f) 小児がん等の慢性疾病によって療養を必要とする

児童等の健全な育成と自立の促進を図るための取組を推進していく必要があります。

d 療育と教育との連携の推進等による切れ目のない支援

(a) 将来の自立に向けて切れ目のない支援を実現するため、放課後等デイサービス等の障害児通所支援事業所と学校の連携を更に深めるなど、関係機関全体で支援を行う体制づくりが求められています。

(b) 医療・福祉分野等におけるトランジション（児童から成人への移行期支援）の課題を整理しつつ、18歳の壁など児童から成人へとスムーズに移行できるよう、切れ目のない支援が求められています。

e こどもの意見を聴く取組等の推進と障害への理解促進

(a) こどもの意見を聴く取組について、言語的な意見・意向の表明が困難な場合も念頭に置きながら、その手法等実施に向けた検討を進めていく必要があります。

(b) 幼少期・学齢期から様々な場面で障害や医療的ケアの有無にかかわらず、人と人が出会い、つながることを通して、障害への社会全体の理解を深めていくことも重要です。

(イ) 施策の目標・方向性

a 地域療育センターを中心とした地域における障害児支援の充実

- (a) 地域療育センターにおいて、療育を必要とする児童やその保護者が必要な支援を適切な時期に受けられるよう、ひろば事業などの初期支援や診療、療育等の充実を図ります。また、児童発達支援センターとして地域における障害児支援の中核的な役割を担うため、地域支援に係る取組を強化します。
 - (b) ペアレント・トレーニングやペアレント・メンター等、保護者支援に係る取組について、保護者のニーズに即した取組を実施し、地域訓練会等の既存の取組とともに推進します。
- b 将来の自立等に向けた療育と教育の連携等による切れ目のない支援の充実
- (a) 幼稚園・保育所・地域療育センター等の関係機関等と学校との情報共有や連携を推進し、障害のあるこどもの就学支援の充実を図ります。
 - (b) 障害等により特別な支援が必要な児童生徒に対し、それぞれの地域で学校と障害児通所支援事業所をはじめとする地域の関係施設・関係機関とが支援の目標共有等を行うことにより、連携を強化し、切れ目のない支援に取り組みます。
 - (c) 保護者の就労等によるニーズの多様化を踏まえたサービスの充実を図ります。
 - (d) 研修などを通じた人材育成の支援や事業所への訪問による指導の実施を通して、障害児通所支援事業等のサービスの質の向上を図ります。

- c 障害児相談支援をはじめとする相談支援の充実
 - (a) 障害児相談支援事業所を増加し、必要とする人が障害児相談支援を受けられることを目指します。
 - (b) 学齢前期から学齢後期（中学生・高校生年代）の発達障害児及び保護者が、自立した成人期を迎えられるよう、相談支援体制の充実を目指します。
- d 障害児入所施設的环境向上と入所児童の地域移行の推進
 - (a) 強度行動障害などの障害特性に応じたきめ細かな支援ができるよう、老朽化した障害児入所施設の再整備を行い、居室の個室化・少人数化やユニット化を進めるとともに、職員のメンタルケアなど勤務環境を向上させるための支援の充実を図ります。
 - (b) 早い段階から成人期を見据えて、入所児童の意向等を確認しながら障害児入所施設から成人期の地域での生活へスムーズに移行できるようにします。
- e 医療的ケア児や重症心身障害児等への支援の充実
 - (a) 医療的ケア児や重症心身障害児の在宅生活を支援するために市内方面別に多機能型拠点の整備を進めます。また、在宅生活において必要とする医療・福祉・教育分野等の支援を総合的に調整し、関係機関と連携した支援の充実を図ります。
 - (b) 医療的ケアが対応可能な医療・福祉・教育分野の受入れ体制の充実を図ります。また、成人期につながる受入れ先の充実に取り組みます。

- (c) 一人ひとりの状態や状況に合った医療的ケア児等のレスパイトサービスなどの新たな施策を検討します。
 - (d) 医療的ケア児等にとって必要なサービスの利用状況等を把握するために、実態を継続的に把握する仕組みづくりを検討します。
 - (e) 医療的ケアが必要な重症心身障害児等を在宅で介護する家族の負担軽減と生活の安定を目的として、一時的に在宅生活が困難となった場合などに病院での受入れを引き続き行います。
 - (f) 小児がん等の慢性疾病によって療養を必要とする児童等への相談支援を継続的に実施するとともに、児童等のニーズを踏まえた健全育成と自立促進の取組を進めます。
- f こどもの意見を聴く取組等の推進と、障害への理解促進

障害のある子どもとその家族が安心して地域の中で生活し、健やかに成長できるよう、こどもの思いを受け止めながら施策を進めるとともに、障害の区別なく共に暮らす社会を目指して、市民の障害への理解を促進します。特に、乳幼児期、学齢期から相互理解に向けた教育や取組を進めていきます。

(2) 施策分野 2 多様な境遇にある子ども・子育て家庭への支援

ア 基本施策 6 困難を抱えやすい子ども・若者への支援施

策の充実

困難を抱えやすい子ども・若者を早期に発見し、適切な支援につなげるため、各学校や地域人材との連携、地域住民への啓発などを一層推進します。また、年齢によらない切れ目のない支援や、関係機関、民間団体及び地域が連携した包括的な支援を行います。

ヤングケアラーの様々な負担の軽減や、本人やその家族を社会全体で見守り・支える環境づくりを進めます。

(7) 現状と課題

a 養育環境に課題を抱える家庭の子ども・若者

(a) 家族の疾病や経済的な困窮など、養育環境に課題がある家庭で育つことで、困難や課題を抱える子ども・若者が存在します。

(b) 貧困、いじめ、不登校、ひきこもり、無業などの複合的な課題を抱えている子ども・若者が、地域の中で認知されにくく、本人や家族が社会的に孤立しているという状況があります。

(c) 家庭が抱える問題が子ども・若者に表出したものもあることから、課題の解決には、世帯全体を支援する必要があります。世帯全体を支援するためには、行政の支援だけでなく、地域における日頃の見守り活動などにより、早期に世帯の変化に気づき、支援機関につないでいくことも重要です。

(d) 地域で子ども・若者の育成に関わる人材（青少年指導員、民生委員・児童委員、主任児童委員等）と

連携して取り組むことが必要です。

- (e) こどもが家庭の外にも安心できる居場所を得ることができ、また、生活・学習習慣を身に付けるための機会の確保が必要です。
 - (f) 2024（令和6）年4月1日施行の改正児童福祉法では、虐待リスクが高いなど養育環境等の課題を抱える主に学齢期の児童を対象に、児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を提供するとともに児童や保護者の相談に対応することなどが求められています。
 - (g) こどもの健やかな成長のためには様々な体験活動が重要であるため、困難や課題を抱えるこども・若者を含め、全てのこどもが多様な体験機会を確保できるよう配慮することが必要です。
 - (h) 市立小・中・義務教育学校に在籍する日本語指導が必要な児童生徒は、2023（令和5）年度3,692人と10年間で約2.6倍に増加しています。今後も日本語指導が必要な児童生徒は増加していくことが想定されます。
 - (i) 外国につながるこども・若者は、生活・家庭環境、言語や文化・習慣の違いによる生きづらさや進学・就労へのハンディキャップがあることも見受けられます。
- b ひきこもり等困難を抱えるこども・若者
- (a) ひきこもりは誰にも起こりうることであり、2022

(令和 4) 年度の本市調査では、15歳から39歳までのこども・若者のうち、ひきこもり状態にある人は約13,000人と推計されています。また、公的な相談機関等の利用意向が低く、相談に有用性を感じている人も少ない状況です。更に、公的な支援機関そのものや支援内容の認知度が低い状況です。

- (b) 本人・家族共に支援機関等に相談できずに抱え込むことで、ひきこもり状態が長期化・深刻化していることが考えられ、早期発見・早期支援することが求められています。
- (c) 支援機関や民間団体等による相談・プログラムや就労支援、居場所の提供など、本人の心身の状態に応じた支援が必要です。
- (d) 相談の敷居を下げるためにも、専門家による支援だけでなく、経験者等同じ経験をしている人同士の支え合いによるサポートも必要です。
- (e) ひきこもり等の若者が困難を抱えるに至った背景を理解し、本人の特性や得意分野に着目した多様な働き方ができるなど、地域や社会の理解促進が必要です。
- (f) 一旦進路や就職先が決まった後も、再び困難に陥ることがないように、支援機関や地域での見守りが必要です。
- (g) 本人に対してだけではなく、家族に対する支援も重要です。

- (h) 地域の当事者会、家族会等からは人材や活動場所の確保など、安定した運営に向けた支援が求められています。
 - (i) 困難を抱える状態にあっても、自身の悩み事や困り事をうまく話すことができないこども・若者が一定数存在します。支援が必要なこども・若者や家庭を早期に把握し、SOSを待つことなく、プッシュ型で支援を提供する取組を推進する必要があります。
 - (j) 高校中退者等に対する学校教育からの切れ目のない就労支援が必要です。
- c ヤングケアラー・若者ケアラー
- (a) 子ども・若者育成支援推進法では、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、ヤングケアラーを各種支援に努めるべき対象としています。年齢や成長に見合わない重い責任や負担が日常化することで学業や友人関係に支障が出てしまうなど、こども・若者らしい生活が送れずにつらい思いをするだけでなく、将来にも影響を及ぼす可能性があります。
 - (b) ケアが日常化することで、こどもにとって成長に必要な機会が奪われている状況が生じているにもかかわらず、こども本人や家族に自覚がない場合もあり、顕在化しづらい状況です。
 - (c) 本市調査では、市内の家族の世話をしているこど

ものうち、自分がヤングケアラーだと思うこどもは、小学5年生で8.6パーセント（全体の1.7パーセント）、中学2年生で6.5パーセント（全体の0.9パーセント）、高校2年生で11.0パーセント（全体の0.6パーセント）となっており、人口から見たヤングケアラーの可能性のあるこどもの推定数は約3,000人です。

- (d) ヤングケアラーの背景にある家庭が抱える課題は多様であることから、見守りや支援等に当たっては、こどもの意向に寄り添いながら、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携し、家族に対する適切なアセスメントを行い、世帯全体を支援していく視点を持った支援体制の構築が必要です。
- (e) ヤングケアラーに関する課題は、若者ケアラーとして18歳以降も続いたり、18歳以降に同様の課題を新たに抱えることもあることから、ヤングケアラーと若者ケアラーへの支援の取組は一体的に行っていく必要があります。

(イ) 施策の目標・方向性

- a こども・若者を社会全体で見守り、悩みや課題の早期発見・早期支援につなげる環境づくり
 - (a) 困難を抱えるこども・若者やその家族に相談機関や支援内容等を周知するとともに、地域住民に向けては、早期発見の必要性の意識啓発に取り組みます。

- (b) 困難を抱えるこども・若者が適切な支援機関につながるよう、小学校、中学校、高校及び大学等に対して、支援施策の理解促進に取り組みます。
 - (c) 困難を抱えるこども・若者やその家族を孤立させないよう、青少年指導員、民生委員・児童委員、主任児童委員など、様々な地域人材と連携し、早期に適切な支援につなげます。
 - (d) 本人の状況に合わせた社会体験・就労体験の場を提供できるよう、地域の企業・団体への困難を抱える若者に対する理解促進を図ります。
 - (e) 関係機関や民間団体等と連携し、困難を抱えるこども・若者への支援方法の共有や質の向上を図ります。
 - (f) 不安や悩み事を抱えるこども・若者に気づきを促し、いつでも気軽に相談できるよう SNS による相談を実施します。
- b 世帯全体を視野に入れたこども・若者への支援の充実
- (a) 年齢によらない切れ目のない支援や、当事者のみならず、その家族も含めた支援が必要であるため、引き続き、関係機関、民間団体及び地域が連携した包括的な支援を行います。
 - (b) 背景にある家庭が抱える多様な課題や、複雑化・複合化した支援ニーズに対応できる包括的な支援体制を構築します。

- (c) 生活困窮状態にある、あるいは養育環境に課題があるなど、様々な事情から支援を必要とする家庭に育つ小・中学生等が、将来の進路選択の幅を広げ、自立した生活を送れるよう、基礎的な生活習慣を身に付けるための寄り添い型生活支援事業や、高校等への進学・中退防止に向けた寄り添い型学習支援事業を実施します。
- (d) 青少年相談センターを中心に、地域ユースプラザ、若者サポートステーションの3機関が連携し、若者の自立を支援していきます。
- (e) 青少年相談センターでは、ひきこもりや不登校など若者の抱える様々な困難について総合相談を行うとともに、グループ活動などの多様なプログラムを通じて社会参加に向けた本人・家族への継続的な支援を行います。また、関係機関等への専門的な助言、研修等による人材育成、関係機関や地域との連携など若者支援の中核機関としての取組を強化します。
。
- (f) 地域ユースプラザは、青少年相談センターの支所的機能を有する身近な地域の相談機関として、困難を抱える若者に関する総合相談、居場所の提供及び社会体験プログラムを実施します。また、区役所等に出張し、専門相談等を実施することで、地域での相談を充実させます。地域で若者の支援活動を行っている団体との連携や、相談支援に協力していただ

ける応援パートナーの養成等を行い、包括的な支援ネットワークを構築します。

- (g) 若者サポートステーションでは、若年無業者など困難を抱える若者の職業的自立を支援するため、一人ひとりに合った支援プログラムの作成を行い、専門的相談支援やコミュニケーション訓練、職場体験プログラム等の多様な就労支援メニューを提供します。
 - (h) 長期に渡って不登校やひきこもり状態にあった若者を対象に、本人が望む自立や生活スタイルの確立に向けて、自己肯定感の向上や低下した体力の回復、生活リズムの立て直し、他人との関わり方の習得などを行い、若者の社会的、経済的自立に向けた支援を行います。
 - (i) ヤングケアラーについては、関係部署や支援団体、地域と連携し、こども・若者の思いや意向に寄り添いながら、家族の世話などに係る負担を軽減又は解消するため、家庭に対する適切なアセスメントにより世帯全体を支援する視点を持った対策を推進します。
- c 切れ目ない支援を実現するための関係機関等の連携
- (a) いじめ、不登校、日本語指導が必要なこどもなど、困難を抱えやすいこどもの育ちや学びを支えていくための支援を、地域や、学校などの関係機関と連携して進めていきます。

- (b) こども、教育、福祉等の関係機関や就労支援機関等と連携しながら、進学時や就労前後の継続的な支援を行っていきます。
- (c) 若年無業や将来的な生活困窮の予防を図るため、高校等の在学中から就職活動の支援などの出張相談を行います。
- (d) 高校中退防止や進路未決定者への支援の充実を図ります。
- (e) 区役所や若者自立支援機関だけでなく、学校や家族会、当事者会などの民間団体と連携して、困難を抱える若者の自立や就労に向けた支援に取り組みます。
- (f) 当事者会や家族会などの民間団体等の活動支援を強化します。

イ 基本施策 7 ひとり親家庭の自立支援／DV被害者支援／困難な問題を抱える女性への支援

ひとり親家庭が抱える複合的な課題や個別ニーズに対応するため、経済的支援のほか、子育て・生活、就業、養育費確保、相談など総合的な自立支援を進めます。また、ひとり親家庭のこどもに対する直接的なサポート充実と意見表明機会の提供に取り組みます。

DV被害者や困難を抱える女性とそのこどもに対し、関係機関と連携しながら自立に向けた相談支援を実施するとともに、広報・啓発やアウトリーチの実施等により、相談につながりやすい環境づくりを進めます。

(ア) 現状と課題

a ひとり親家庭の生活状況

- (a) 「国勢調査」(2020(令和2)年)では、本市における20歳未満のこどもがいるひとり親家庭(ほかの家族等との同居を含む。)は22,635世帯、そのうち、母子家庭が19,481世帯、父子家庭が3,154世帯となっています。
- (b) 「横浜市ひとり親世帯アンケート調査」(2023(令和5)年度)によると、児童扶養手当や養育費なども含んだ年間世帯総収入の平均は、母子家庭で401万円、父子家庭で694万円となっています。
- (c) また、母子家庭の89.8パーセント、父子家庭の93.0パーセントが就労していますが、就労していると回答した人のうち、母子家庭では非正規雇用での就労が4割近くを占め、就職してもパートや契約社員等の不安定な雇用条件で働いているため、正規雇用に比べ安定した収入を得ることが難しい状況にある家庭が一定の割合あると考えられます。更に、母子家庭では収入や教育費、家賃など生活費に関する悩みが多く、父子家庭では「炊事・洗濯などの家事が十分にできない」ことや、「周りに相談する相手がいない」といった悩みが多い傾向にあります。
- (d) 「国民生活基礎調査」(2022(令和4)年)によると、ひとり親家庭の相対的貧困率は44.5パーセントと、依然高い水準にあります。

- (e) ひとり親家庭の親はひとりで就労、家事、育児を行うため、時間に追われる感覚をより抱きやすい状況にあります。日常生活において、追われる感覚の軽減を感じられる施策が必要です。
 - (f) ひとり親家庭のこどもにとって、親との離死別は、こどもの生活を大きく変化させるものであり、精神面に与える影響や進学の悩みなど、こどもが成長していく過程で様々な課題が生じることがあります。また、親が時間的制約を抱えて就労することに起因する経済的困窮や進学の断念も課題です。
- b ひとり親家庭への総合的な自立支援の必要性
- (a) ひとり親家庭のこどもが心身共に健やかに成長するためには、親が安定した仕事に就き、生計維持ができるなど、家庭の安定した生活と自立が望まれます。しかし、ひとり親家庭の背景として、DVや児童虐待、親又はこどもの疾病・障害などの複合的な課題を抱えている場合もあるため、家庭の個別の事情に寄り添った相談支援や自立の支援が必要です。
 - (b) 民法改正を踏まえ、父母によるこどもの養育が互いの人格の尊重及び協力関係のもとで適切に進められるよう啓発・支援する必要があります。養育費について取り決めをしている世帯（「取り決めをしている」、「子によって違う」）は49.3パーセントとなっており、離別親が、親の責務としてこどもの養育費を支払うこと、及びその取り決めを行うことの

重要性について、啓発及び補助を更に推進する必要があります。親子交流については、こどもの利益のため、こどもの立場に立って調整していく必要があります。

- (c) ひとり親家庭は社会的に孤立しやすく、親がひとりで困難を抱えてしまう傾向にあると言われているため、当事者同士のつながりで悩みを共有し、不安を解消していくことができる、民間支援や地域のつながりなどの多面的なアプローチが重要です。しかし、当事者団体の存在があまり知られていないほか、父子家庭においては、第三者への相談や当事者同士で話すことへの心理的障壁を持ちやすい傾向があり、様々なアプローチを続ける必要があります。
- c DV被害者支援や困難な問題を抱える女性への支援
 - (a) 2023（令和5）年度のDV相談件数は4,527件でした。過去5年間を見ると、4,000～5,000件の間で推移しています。
 - (b) 一方で、女性緊急一時保護件数は、2019（令和元）年度の211件を境に減少傾向が続いています。その理由として、通信制限や外出制限、仕事や学校の中断等があり、現状の女性緊急一時保護の仕組みが相談者のニーズとマッチしないことが考えられます。こうしたニーズにも応えながら、相談者の安全性が確保できる支援策が必要です。
 - (c) こどもの面前でのDVは、こどもへの心理的虐待

に当たります。DVが起きている家庭では、こどもに対する暴力が同時に行われている場合があります。直接の被害を受けていないこどもであっても、慢性的な暴力が存在している家庭で育ったこどもたちは、心理的なダメージを受け、正常な発達が阻害されると言われています。

- (d) 2019（令和元）年6月に改正された児童虐待防止法では、児童虐待とDV対策との連携強化が規定されました。DV相談部門と児童相談所や区役所といった児童虐待部門の連携強化により、適切な支援への「つなぎ」が必要です。
- (e) また、DV被害者支援の一環として、DV加害者更生のための支援が求められています。
- (f) DV相談支援センターでは、若年層（20歳代以下）からの相談件数が少なく、2023（令和5）年度は全体の約4パーセントでした。若年層が相談につながりやすい環境づくりや、若年層に向けた啓発・予防教育が求められています。
- (g) これまで、困難な問題を抱える女性の支援は売春防止法を根拠としてきましたが、2024（令和6）年4月からは、新法「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」を根拠として支援に取り組みます。新法の趣旨を踏まえながら、DVも含めた困難な問題を抱える女性の支援を、包括的かつ切れ目なく行う必要があります。

(イ) 施策の目標・方向性

a ひとり親家庭の経済的・時間的な困難を軽減するための総合的な自立支援

(a) ひとり親家庭が抱える複合的な課題や個別ニーズに対応するため、児童扶養手当等による「経済的支援」のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、問題解決に向けて寄り添いながら、「子育て・生活支援」、「就業支援」、「養育費の確保」等が適切に行われるよう取り組みます。

(b) 多くのひとり親が、ひとりで就労、家事、育児を行わざるを得ない状況にあることを踏まえて、SNS等を活用し、時間や場所に捉われない相談支援を進めるほか、様々な課題に対して必要な支援につなげることができるよう、相談支援体制を強化していきます。

(c) 当事者同士の交流や仲間づくりを推進するとともに、支援機関・団体等が相互に連携し、ひとり親家庭が孤立せず地域の中で見守られながら、自立を目指していけるよう支援します。また、当事者同士のつながりによる孤立感の解消や、特に父子家庭が抱える困難に着目した、情報提供や交流の機会づくりを推進します。

(d) 施策の推進に当たってはひとり親特有の課題への対応だけでなく、生活を支える様々な子育て支援の充実も含め総合的な支援とともに、関係機関や支援

者が相互に連携した支援を推進します。

- b ひとり親家庭のこどもに対する学習支援などの直接的なサポート充実と意見表明機会の提供
 - (a) 親との離死別やDV・児童虐待等により受けるこどもの心理的影響に配慮しながら、こども自身が将来の自立に向けた力を身に付けられるよう、生活・学習の支援を行います。
 - (b) 養育費の確保支援、こどもの希望を尊重した上での親との親子交流支援など、こどもの視点に立った、こどもが未来へ希望を持てる支援を進めます。
 - (c) こどもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるよう、ひとり親のこどもの気持ちに寄り添い、意見を受け止める相談支援体制づくりを進めます。
- c DV被害者及び困難を抱える女性、そのこどもへの安全・安心の確保と自立支援
 - (a) 横浜市DV相談支援センターにおいて、DV被害者への相談支援を、性別を問わず行います。
 - (b) DV被害者等への相談支援及び自立支援において、関係機関や民間団体と連携するとともに、DV対応と児童虐待対応との連携強化を図ります。
 - (c) 区福祉保健センターにおいて、困難を抱える女性の様々な問題に対しての相談支援、一時保護を含めた自立支援を実施します。
 - (d) 女性に対する支援を行っている民間団体との協働

による、生きづらさを抱える女性への継続的な支援を実施します。

(e) 女性緊急一時保護の受入先を確保するとともに、女性緊急一時保護中の安全確保と自立に向けた支援を実施します。

(f) 母子生活支援施設において、緊急に保護等の支援が必要なDV被害女性とその同伴児や、生活リスクを抱える母子に対し、一時的な保護と安定した生活に向けた相談・支援を実施します。また、養育に課題を抱えると思われる妊産婦を対象に、妊娠中からの保健指導等を含む支援を実施します。

(g) 女性緊急一時保護をためらう相談者に対して、DVや困難な状況の深刻化を防ぐため、短期間の一時的な居場所の提供と、気持ちの整理や今後の生活を考えるための相談支援を実施します。

(h) 若年層の女性に向けては、アウトリーチからの相談対応や、居場所の確保、公的機関や施設への「つなぎ」を含めたアプローチを実施することで、相談につながりやすい環境づくりを進めます。

d 支援に関わる職員の資質向上、体制の強化及び啓発等

(a) 区役所や関係機関などで相談を受ける支援者に対し研修を実施し、適切な相談スキルの習得と向上を図るとともに、相談対応の充実を図ります。

(b) DV被害の相談支援に関わる職員の専門的知識・

技術の向上と体制の強化を図ります。

- (c) DV被害者を適切な相談支援につなげるため、効果的な広報・啓発を実施します。
- (d) DV被害者支援の一環として、「加害者更生プログラム」を行っている民間団体の活動を支援するとともに、連携した取組を進めます。
- (e) 若年層を対象として、SNSを活用したデートDV（交際相手からの暴力）相談や理解促進のための講座等を実施します。

ウ 基本施策 8 児童虐待防止対策と社会的養育の推進

児童虐待対策を総合的に推進し、未然防止から再発防止までの支援策を強化します。

各区にこども家庭センター機能を設置し、包括的な相談支援を提供するとともに、児童相談所の機能を強化し、虐待の早期発見や親子関係の再構築及び支援の充実を図ります。

社会的養育を推進し、里親登録者の確保や施設の多機能化・高機能化を進めます。更に、こどもの意見表明の機会を確保し、権利擁護の取組を推進します。

(ア) 現状と課題

a 児童虐待対応

- (a) 本市では、横浜市子供を虐待から守る条例（2014（平成26）年制定、2021（令和3）年改正）に保護者、市民、行政、関係機関の責務を明記し、条例に基づきこどもの命を守るための施策を総合的に推進

しています。

- (b) 児童虐待相談対応件数は年々増加し、2023（令和5）年度は14,035件となっています。2018（平成30）年度以降、要保護児童の児童虐待による死亡事例は発生していませんが、心中や出産直後の遺棄による死亡事例など、要保護児童としての関わりがない死亡事例や、重篤事例は依然発生しています。
- (c) 児童虐待の早期発見・早期対応、発生時の迅速・的確な対応、継続支援等を適切に行う体制の充実と、専門性の高い人材の育成と確保が必要です。
- (d) 子ども家庭総合支援拠点機能を2021・2022（令和3・4）年度の2か年で全区整備し、児童虐待対応の専任化や心理職などの専門職の配置により、初期対応の迅速化や継続支援の充実など、相談対応機能が強化されています。地域との連携や協働をより一層推進させるとともに、市民に向けた啓発や関係機関ネットワークの更なる強化が必要です。
- (e) 2024（令和6）年4月1日の改正児童福祉法の施行により、市町村の努力義務として全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置が規定され、全ての妊産婦・子育て家庭・こどもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センターの設置に努めることが定められました。
- (f) 本市においては、各区のこども家庭支援課にこど

も家庭センター機能を整備します。こども家庭センター機能の全区設置へ向けて妊産婦、こども、その家庭からの相談を受け止め、一体的な支援を行う体制を構築していきます。

- (g) 児童虐待防止対策の強化に向けた児童福祉法等の改正の内容や国の対策、増加する児童虐待相談対応件数、本市での死亡・重篤事例等の発生状況を踏まえ、児童虐待防止対策の更なる強化が必要です。
 - (h) こどもの健康や発達、学業などを脅かす課題を抱えた家族に対して、できるだけ早い段階でこどもと家族のパートナーとなって支援を行い、長期の親子分離を回避するアーリーヘルプ（予防と法的介入の隙間を埋める早期支援）が重要です。
 - (i) 弱い立場に置かれたこどもは、性的な虐待に遭ってもそれを被害であると認識できないことや、認識できても現状では声を上げにくく適切な支援を受けることが難しい場合があるため、こども自身に性被害を理解してもらうことや、相談しやすい窓口の周知、支援体制の強化が必要です。
- b 児童虐待対応の支援策と児童相談所の機能強化
- (a) 児童虐待相談対応件数が増加する中、迅速・的確で組織的な対応が行えるよう、児童相談所の体制強化や、区役所の機能の強化、職員の専門性の向上が必要です。
 - (b) 全国の児童虐待死亡事例のうち、0歳児の死亡人

数は約 5 割を占めています。予期しない妊娠や特定妊婦の支援強化など、課題解決に向けた取組が必要です。

(c) 2024（令和 6）年 4 月の改正児童福祉法の施行により、一時保護に際して、2025（令和 7）年度からは司法審査が導入される予定です。

(d) 2023（令和 5）年 4 月の改正児童福祉法の施行により、児童相談所の管轄区域内の人口を概ね 50 万人以内とする方針が示されています。

c 社会的養育の推進

(a) 社会的養育とは、こどもの福祉のために、こどもへの直接の支援はもとより、社会がこどもの養育に対して保護者（家庭）とともに責任を持ち、家庭を支援することです。

(b) 里親等への委託数は増加傾向ですが、更なる家庭養育の推進に向け、里親委託の促進や委託後の支援の充実のための里親支援センターの設立、ファミリーホームの増設など、関係機関が連携し、支援する体制の充実が必要となっています。

(c) 横浜型児童家庭支援センターでは区役所や地域の関係機関と連携し、養育支援が必要な家庭に対する専門的な相談を行うとともに、子育て短期支援事業による一時的な預かりなど、きめ細やかな支援を行う必要があります。

(d) 施設においても、専門的なケアを必要とするこど

もや中高年齢児のための施設の多機能化・高機能化や、施設職員等の専門性の向上が必要です。

- (e) 児童養護施設等の退所者に、就労や進学への支援、生活相談等、安定した生活を送るための計画的な支援の提供が必要です。
- d こどもの意見表明機会の確保と権利擁護の取組
- (a) 児童福祉施設や里親への措置を検討する際や一時保護開始時等にこどもの意見を聴取する機会を確保していく必要があります。また、施設入所・里親等への委託など、社会的養護の対象となっているこどもの意見表明を支援する取組が必要です。
 - (b) 児童相談所では、一時保護や施設入所措置、里親委託等を実施する際、こども自身の意見を丁寧に聴取した上で、方針決定を行う必要があります。このため、絵や写真入りのスライド・動画を用いて丁寧に説明し、こどもが理解できたことを確認するなどの取組を行っています。
 - (c) 一時保護所においては、こどもの意見表明の機会を確保するため、各一時保護所に月 1 回、弁護士がアドボケイトとして訪問しています。また、こどもの権利擁護の視点を踏まえ、一時保護所の運営に助言をいただき、必要な改善を図っています。
 - (d) 一時保護所の平均入所日数は長期化傾向にあり、保護期間の短縮化が必要となっていますが、その一方で、個々の事情により長期化せざるを得ない場合

もあり、こどもの権利擁護のため、一時保護所の環境改善や学習支援が必要です。

(e) 2024（令和6）年4月の改正児童福祉法の施行により、一時保護施設の設備及び運営に関する基準が定められ、定員超過への対応や一時保護の際のこどもの権利擁護、個別的なケアを更に推進していく必要があります。より過ごしやすい生活環境に向けた改善やデジタル教材を活用した学習の推進、一時保護所からの小・中学校在籍校への通学支援など、こどもの生活や学習に係る権利擁護の取組が求められています。

(f) 虐待を受け弱い立場にあるこどもは、これまでの経験から自ら声を上げにくく、児童相談所や区をはじめこどもに関わる機関は、より丁寧にこどもの声に耳を傾け、こどもが自己の意見を表明する機会を多く設ける必要があります。

(イ) 施策の目標・方向性

a 児童虐待対策の総合的な推進

(a) 横浜市子供を虐待から守る条例並びに児童虐待の未然防止から発生時における対応、再発防止及び児童の自立に向けた支援に至るまでの対応をまとめた「横浜市の児童虐待に対する8つの対策」を基に、支援策の充実、組織的対応の強化、人材育成、関係機関相互の連携強化、広報・啓発等、総合的な児童虐待防止対策を更に推進します。

- (b) 「こども家庭センター」機能を18区のこども家庭支援課に段階的に設置し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへの包括的な相談支援を強化し、こどもや子育て当事者のニーズに合った支援計画（サポートプラン）の作成や地域における子育て支援の基盤づくりを行います。
 - (c) 児童虐待防止や体罰によらない子育て、こどもの最善の利益についての市民意識の醸成や啓発活動を実施します。
- b 児童虐待対応の支援策と児童相談所の機能強化
- (a) 予期しない妊娠や子育ての不安、こども本人からの相談の対応など、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応に取り組むとともに、親子関係の再構築や養育改善のための支援の充実を図り、児童福祉法等の改正を踏まえた児童虐待の再発防止の取組を検討・推進します。
 - (b) 児童相談所及び区役所と関係機関との連携の更なる推進を図り、要保護児童対策地域協議会のネットワークの更なる強化に取り組みます。
 - (c) 児童相談所の体制強化に向け、児童福祉司や児童心理司等の人材の確保・育成を進めます。
 - (d) アーリーヘルプの実践として、保育所や学校などのこどもにとって身近な機関に対し、児童相談所と区役所による助言等の支援機能強化を進めていきます。

- (e) 児童相談所職員がこどもや保護者と向き合う時間を更に確保するために、DXを更に進めていきます。
 - (f) 一時保護に際して、2025（令和7）年度からは司法審査が導入される予定となっており、引き続き法的対応力を強化します。
 - (g) 児童相談所の管轄区域については、2026（令和8）年度の東部児童相談所（仮称）の新設による見直しとともに、今後の社会情勢や人口動態を踏まえながら検討を進めていきます。
 - (h) 一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例において、入所している児童一人ひとりの権利を尊重した運営や施設の環境改善など、基準を踏まえた具体的な取組を進めていきます。
- c 社会的養育の推進
- (a) こどもの家庭養育優先の原則が明記された児童福祉法及び2017（平成29）年の国の「新しい社会的養育ビジョン」を踏まえ、本市の社会的養育の更なる推進に取り組みます。国から策定を求められた都道府県社会的養育推進計画として、本市では「横浜市社会的養育推進計画」（令和7年度から11年度）を策定し、同計画で定めた数値目標等を踏まえ、社会的養育の推進に取り組んでいきます。
 - (b) 本市における里親登録者数は増加傾向にあるものの、まだ不足しています。引き続き児童相談所等の

関係部署、里親フォスタリング機関が連携し、里親登録者数の確保を進めていくとともに、里親支援センターの設置及びファミリーホームの増設を進めていきます。

- (c) 里親委託の推進に伴い、児童養護施設等においては専門的なケアを必要とする児童や中高年齢児のための施設の多機能化や高機能化を進めていきます。
 - (d) 各区の横浜型児童家庭支援センターでは、虐待を未然に防止し重篤化に至らないよう、区役所や地域の関係機関と連携し、養育支援が必要な家庭に対する専門的な相談を行うとともに、こどもの短期間の預かりや一時的な預かり等きめ細かな支援を行います。
 - (e) 児童養護施設等の退所者への就労や進学の支援、生活相談など、安定した生活を送るための継続した支援体制を構築します。施設等退所者へのヒアリング結果や社会的養護経験者の支援ニーズ等を詳細に把握するための実態調査の結果を踏まえ、施設退所後に必要な支援を充実させていきます。
- d こどもの意見表明機会の確保と権利擁護の取組の推進
- (a) 児童相談所は、一時保護や施設入所、里親委託等を実施する際に行うこどもの意見聴取について、こどもの意見を反映しやすくするために、引き続き、絵や写真入りのスライド・動画を用いた説明など年

齢や発達に応じた相応の配慮を行います。

- (b) 一時保護所では、アドボケイトによる訪問の取組について、更に第三者性を高めるなどの改善を行っていきます。
- (c) 一時保護所の設備・運営基準の条例化に伴い、引き続き、生活環境の改善や在籍校への通学支援などの取組の充実を図り、こどもの権利擁護や個別的なケアを推進します。
- (d) 児童相談所は、こどもの意見を適切に聴取する機会を確保しながら、複雑化・深刻化する児童虐待等の相談・支援に適切に対応できる専門性の高い職員の確保と育成を行います。また、弁護士によるこどもの人権に関する研修会を実施し、こどもの人権を深く理解し擁護できる職員を育成します。区役所においても、こども本人からの相談に適切に対応できるよう、研修等を通して人材育成を行うとともに、こどもが意見表明しやすい環境の整備に努めます。
- (e) 里親委託や児童福祉施設入所中のこどもに対し、こどもの意見表明の機会を確保し、こどもにとってより適切な養育環境を目指すため、こどもの意見表明支援事業を実施します。また、事業実施のための意見表明支援員を育成していきます。

(3) 施策分野 3 社会全体でのこども・子育て支援

基本施策 9 社会全体でこども・若者を大切にす地域づくりの推進

仕事と育児等の調和が実現され、子育てを楽しみ、こどもの成長に関わることができる社会をつくるため、企業に対する支援や男性の育児等への参画の促進など、多様で柔軟な働き方と子育てを推進します。

こどもや子育て中の人を応援する取組が広がるよう、こどもを大切に作る社会的な気運醸成に取り組むとともに、安全・安心な環境の中で子育てができるまちづくりを推進します。

こどもの意見を聴き、施策・事業に生かすための取組を進めます。

ア 現状と課題

(7) 仕事と家庭生活の両立を取り巻く状況

- a 保育所等での受入枠確保や誰もが働きやすい職場づくりに関する企業の取組等により、共働き世帯が増加し、また、男性の長時間労働は改善の傾向が見られます。男性の家事・育児等に充てる時間は増加傾向にあるものの、女性の家事・育児等に充てる時間は、男性を大きく上回っており、家庭生活の負担がいまだ女性に偏っている現状があります。
- b 男性が育児休業を取得することに対する市民意識は肯定的な考え方が高くなっており、男性の育児休業取得率は、近年で上昇し、2023（令和5）年度は40.6パーセントとなっています。一方で、取得期間は1か月未満が65.9パーセントを占めています。
- c ニーズ調査（未就学児保護者）によると、育児休業

を取得しなかった男性について、その理由として、「仕事が忙しかった」、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」などが挙げられています。近年の深刻な労働力不足なども背景に、制度はあっても利用しづらい職場環境やワーク・ライフ・バランスの実践に取り組むことが難しい職場が存在していることがうかがえます。

d 晩婚化・晩産化などを背景として、育児・介護（ダブルケア）と仕事を同時期に担う人が増えていることも想定され、複数のケアと仕事を両立できる環境づくりの必要性も高まっています。

e 夫婦が相互に協力しながら子育てをすることや、全ての子育て家庭の仕事と家庭生活の両立を職場が応援するとともに、子育て家庭の多様な現状や悩みを理解し、支援する地域社会をつくる必要があります。

(イ) こどもや子育てをめぐる社会的な環境

a ニーズ調査（未就学児保護者、小学生保護者）によると、「子育てをされていて、地域社会から見守られている、支えられている」と感じている人（「そう感じる」、「どちらかといえばそう感じる」の合計）は、未就学児の保護者で32.4パーセント、小学生の保護者で39.2パーセントと、半数に満たないのが現状です。また、市民意見交換会では、「こどもが騒ぐと冷たい視線を感じる」、「こどもが大事にされていることを実感できる世の中になってほしい」との声が寄せられ

ています。

- b 安心して子育てをしていくためには、妊産婦や乳幼児を連れた家庭への配慮など、周囲からの協力が自然と行われることが重要であり、子育て家庭が置かれている環境や負担感等に関する理解の促進など、様々な取組を通じてこどもや子育て家庭を社会全体で支える気運を醸成していく必要があります。
 - c こどもや子育て世帯・妊娠中の方の目線で安全・安心・快適に生活を送ることができる環境の整備や、インクルーシブな居場所の更なる充実が求められています。
 - d ジェンダーに関わる無意識の思い込みに捉われることなく、こども一人ひとりの個性や思いを尊重しながら、こどもの育ちを見守る環境づくりが必要です。
- (ウ) こども・若者の意見表明の機会の確保と施策反映の必要性
- a 2023（令和5）年4月に施行されたこども基本法では、こどもの成長に対する支援にとどまらず、こどもが関わる幅広い分野において、こどもの視点に立った施策の推進が求められています。
 - b こども大綱では、全てのこども・若者が、自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できることを目指すとされています。
 - c 2024（令和6）年6月に制定された横浜市こども・

子育て基本条例では、こども基本法の本質にのっとり、市がこども・子育てに関する施策を推進するに当たっては、こどもが、社会を構成する一員として、その年齢及び発達に度に応じ、意見を表明する機会を確保し、その意見を施策に反映させるよう努めることとされました。

- d こどもの意見表明の機会を確保するためには、市の施策や取組について、こどもに対する分かりやすい情報提供が必要です。また、こども・若者の意見を真剣に受け止め、聴いた意見がどのように扱われたのかをフィードバックするなど、自分の意見が社会にどのような影響を与えたかを知ることで、社会参画への意識の高まりや次の意見表明にもつながっていくため、意見の施策反映のプロセスを示すことも重要です。
- e こどもの意見聴取や施策への反映は、対象となるこどもや施策の内容に応じ、適切な手法やタイミングを工夫・選択するとともに、継続的に取り組むことが必要です。
- f 疾病や障害のあるこどもや社会的養護下のこどもなど、意見を聴かれにくい状況にあるこども・若者の意見表明に対し、きめ細かなサポートを行うことが必要です。

イ 施策の目標・方向性

(ア) 多様で柔軟な働き方と共育での推進

- a 子育て期における仕事と家事・育児等の調和が実現

され、ライフステージが変化していく中でも、生き生きと活躍し、豊かな生活を送ることができるよう、企業に対する支援や認定等を通じて、多様で柔軟な働き方の推進など、誰もが働きやすい職場環境づくりに向けた取組を促進します。

b 男性の家事・育児等への参画を促し、一人ひとりがワーク・ライフ・バランスを意識し、男女が共に主体的に子育てを楽しみ、こどもの成長に関わっていくことができる社会の実現に向けた啓発や取組を、働き方の多様化なども考慮して進めます。

(4) こどもを大切にする社会的な気運の醸成と安全・安心な地域づくり

a こどもや子育てにやさしい「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こどもや子育て中の人々が気兼ねなく制度やサービスを利用できるように、地域社会、企業など様々な場で、こどもや子育て中の方々を応援する取組が広がるよう、市として各施策・事業を展開することや社会的な気運醸成の取組を進めます。

b 本市の持つ地域資源や図書館等の公共施設を効果的に活用し、多様な知や人・文化との出会いや体験を通して、こどもの豊かな創造性や感性を育みながら、健やかな成長の原点となる遊びや体験活動を提供します。

c こどもやその家族が生活するための基盤として、子育て家庭に配慮した居住空間の認定や祖父母との世代

間での支え合いによる子育てしやすい環境づくり、交通機関等のバリアフリー化、誰もが快適に利用できる公園整備など、安全・安心な環境の中で、親子が楽しみながら子育てができるまちづくりを推進していきます。

- d こどもが巻き込まれる事故を防ぐため、日常生活や身の回りの環境に潜む危険に気づくきっかけとなるよう、こどもの事故予防に関する啓発に取り組みます。また、児童生徒の通学路等での見守りや交通安全教室など、こどもを事件や事故から守るための取組を推進します。
- (ウ) こどもの意見を施策・事業に生かす取組の推進
 - a より良い施策・事業の推進のため、施策・事業の目的や内容、意見を聴くこどもの状況などを考慮しつつ、様々な手法を組み合わせながら、こどもの声を聴く機会を確保していきます。また、こどもが意見を表明しやすい環境整備と気運の醸成に取り組みます。
 - b こどもの意見表明の機会を適切に確保する前提として、市の取組について、こどもの視点に立った分かりやすい情報提供に努めます。
 - c 計画期間を通じて、こどもの意見表明の機会の確保や施策への反映方法について、先進事例に関する情報収集と実践を通じた課題の把握や改善の取組を継続して進めます。
 - d こどもと直接関わることのできる基礎自治体として

、意見を聴かれにくい立場にあるこども・若者を含め、全てのこども・若者の意見表明の機会をより適切に確保していくことや施策へ反映していくことができるよう、継続的に検討を進めます。

第 5 計画の推進体制等について

1 様々な主体による計画の推進

- (1) 本市におけるこども・子育て支援は、様々な担い手によって支えられています。自治会町内会、民生委員・児童委員、主任児童委員、青少年指導員などの地域を基盤として活動する団体や組織に加え、社会福祉法人、学校法人等の公益法人、市民団体、NPO法人、ボランティア及び民間企業等により様々な地域で展開され、行政との協働も積極的に推進されてきました。
- (2) 本計画は素案の作成段階から、横浜市子ども・子育て会議条例（2013（平成25）年制定）で定める附属機関として学識経験者、子育ての当事者や支援者及び保育・教育関係者などから構成される「子ども・子育て会議」で議論を重ねてきました。また、子育て世帯やこども本人を対象とした大規模なニーズ調査の実施や、市内全区における子育て中の人による市民意見交換会の開催などを通じて、幅広く御意見をいただきました。計画の推進に当たっても、子育て当事者と意見交換を行うことができるような機会を取り入れていきます。
- (3) これからも「自助・共助・公助」の考え方を大切にし、あらゆる担い手が、こども・子育て支援を社会全体の課題として捉え取組を進めていただけるよう、市民、関係者の皆様と

連携・協働し、計画を推進していきます。

2 こどもの意見を施策へ反映するための体制整備

- (1) こども基本法では、こどもが関わる幅広い分野の施策の推進において、こどもの意見を反映することが求められています。こども基本法に基づく「市町村こども計画」となる本計画の推進に当たっても、こどもの意見聴取と施策反映を進めていく必要があります。
- (2) 横浜市こども・子育て基本条例において「全てのこどもについては、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が考慮されるとともに、意見を表明する機会及び多様な社会活動に参画する機会が確保される」ことが基本理念として定められるとともに、本市としてこどもが関わる施策に対するこどもの意見反映の取組を進めていくことが改めて明記されました。
- (3) 取組の実効性を高めていくために、施策を所管する各部署が、取組の目的や好事例を共有しながら、各施策の特性に合わせた意見聴取と施策への反映を進めていくことが重要です。
- (4) 横浜市こども・子育て基本条例の施行に合わせ、条例第12条に定める、本市におけるこどもの意見表明の機会の確保と施策への反映を進めるために必要な体制の整備を行います。計画期間を通じて、こどもの意見表明の機会の確保や施策への反映方法について、先進事例に関する情報収集と実践を通じた課題の把握や改善の取組を継続して進めていきます。

3 計画の点検・評価等

- (1) 計画に定める事業・取組の内容や事業量等については、刻々と変化する社会情勢や、市として新たに把握したデータに基づくニーズ等を踏まえ、毎年度、必要な見直しを行います。
- (2) 子ども・子育て会議は、こども・子育て支援施策の総合的・計画的な推進に関して必要な事項や施策の実施状況等を調査審議する場として位置付けられています。計画の推進に当たっても、引き続き計画のPDCAサイクルの確保に努め、子ども・子育て会議で、計画の実施状況について毎年度の点検・評価や計画の中間見直しを実施していきます。

4 こども・子育て支援に関わる人材の確保・育成の推進

- (1) こども・子育て支援の分野は保健・福祉・教育・医療など多岐に渡っており、保育士、幼稚園教諭、児童福祉司、保健師及び助産師など、様々な専門職により支援が行われています。
- (2) こども・子育て支援の更なる充実が求められる中で、多種多様な施策を推進するに当たっては、専門職の確保が課題として指摘されています。また、こども・子育て支援に関する制度や施設・事業の量的・質的拡充が図られる中で、複雑・多様化する課題を抱えるこどもや保護者を的確な支援につなげていくためには、職員の資質や専門性の向上も必要です。
- (3) 更に、本市の多様なこども・子育て支援は、子育て経験者、ボランティア及び地縁組織など、地域で活動する様々な担い手により支えられています。

- (4) 人口減少や少子高齢化、共働き世帯の増加という社会状況にあって、地域の担い手不足の課題も指摘される中、こどもが地域で健やかに育ち、安心して子育てができる環境づくりを進めていくためには、地域における担い手の育成・確保も重要な視点です。
 - (5) 今後は、専門機関や地域資源同士が連携しながら、こども・子育て家庭を包括的に支援していくことが求められます。各区のこども家庭センターが中心となり、専門機関や地域資源同士の恒常的なつながりをより一層充実できるよう、地域資源間のネットワーク化の促進に取り組んでいきます。
 - (6) 併せて、こども・子育て支援を担う職員や地域の担い手の確保、専門性・資質の向上にも取り組み、更なる支援の充実を進めていきます。
- 5 こども・子育て支援に関する情報発信や情報提供の推進
- (1) 本市ではこれまで様々な支援や制度の充実に取り組んできました。一方で、「制度や支援があることを知らなかった」、「制度が分かりづらい、利用しづらい」という声や、「支援が必要な人に必要な情報や支援が届いていない」という指摘もあります。また、こどもたち本人に向けた広報・啓発や、障害児・者への情報提供、外国人人口が増える中では多言語化も含めた対応も課題となっています。
 - (2) 本市では、子育て世帯の声を踏まえて、スマートフォン一つで子育てに関する手続や情報収集などが可能となる、子育て応援アプリ「パマトコ」を2024（令和6）年度にリリースしました。このアプリは、多言語にも対応しています。今後

も、必要な情報を必要な人に届けられるよう開発を進めていきます。

- (3) こどもたち本人に対しては、まずは市のこども・子育て支援施策に関心を持ってもらうとともに、意見を表明する機会が確保されていることについて、周知していくことが必要です。横浜市こども・子育て基本条例や本計画に関する周知を進めていきます。
- (4) 「こどもまんなか社会」の実現のため、こどもや子育て当事者のみならず、あらゆる人が理解を深め、行動に移していくことができるよう、社会全体でこどもを見守り、こどもを大切にするための気運の醸成に向けた情報発信・情報提供にも取り組んでいきます。

提 案 理 由

子ども・子育て支援法第61条第1項、次世代育成支援対策推進法第8条第1項、こども基本法第10条第2項及び子ども・若者育成支援推進法第9条第2項の規定に基づき、こども、みんなが主役！よこはまわくわくプランを策定したいので、横浜市議会基本条例第13条第3号の規定により提案する。

参 考

子ども・子育て支援法（抜粋）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第 61 条 市町村は、基本指針に即して、5 年を 1 期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

（第 2 項から第 10 項まで省略）

次世代育成支援対策推進法（抜粋）

（市町村行動計画）

第 8 条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5 年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5 年を 1 期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

（第 2 項から第 8 項まで省略）

こども基本法（抜粋）

（都道府県こども計画等）

第 10 条 （第 1 項省略）

2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められている

ときは、こども大綱及び都道府県こども計画)を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画(以下この条において「市町村こども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

(第3項から第5項まで省略)

子ども・若者育成支援推進法(抜粋)

(都道府県子ども・若者計画等)

第9条(第1項省略)

- 2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱(都道府県子ども・若者計画が定められているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画)を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画(次項において「市町村子ども・若者計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

(第3項省略)